

第 11 回 官業民営化等 WG 議事録（厚生労働省ヒアリング）

1. 日時：平成 16 年 10 月 4 日（月）14:00～16:00
2. 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
3. 項目：①生活保護の決定・実施
②厚生年金業務
③職業紹介業務
④介護保険業務
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、本田委員、安念専門委員、福井専門委員
○厚生労働省
①生活保護の決定・実施
社会・援護局 保護課長 岡田 太造（以下「岡田保護課長」という）
社会・援護局保護課 課長補佐 櫻井 美香
②厚生年金業務
社会保険庁運営部 企画課長 中野 寛（以下「中野企画課長」という）
社会保険庁運営部 医療保険課長 武田 俊彦（以下「武田医療保険課長」という）
社会保険庁運営部 年金保険課長 植田 堅一（以下「植田年金保険課長」という）
③職業紹介業務
職業安定局 総務課長 岡崎 淳一（以下「岡崎総務課長」という）
職業安定局 雇用保険課長 生田 正之（以下「生田雇用保険課長」という）
職業安定局 公共職業安定所運営企画室長 土田 浩史
④介護保険業務
老健局 介護保険課長 藤木 則夫（以下「藤木介護保険課長」という）

○福井専門委員 お忙しいところありがとうございます。それでは「生活保護の決定・実施」について、済みませんが、7、8分で御説明いただけますでしょうか。

○岡田保護課長 厚生労働省保護課長の岡田と申します。生活保護の決定・実施ということで、御説明したいと思います。

資料の 2 ページ目を見ていただきたいと思います。制度の主要な概要だけを簡単に御説明させていただきたいと思います。目的は、生活に現に困窮されている方々に対して、その困窮程度に応じて必要な保護を行うということによって、最低生活を保障する。それと、自立の助長を図るということを目的としております。

制度の対象者は、資産とか能力などをすべて活用した上でも、生活に困窮される方が対象となるということでございまして、ここで言う資産、能力というのは、各種社会保障施策、年金などの収入であるとか、不動産とか預貯金などの資産、それから扶養義務者にある扶養、それから働ける方については働いていただくということ。そういった稼働能力等をすべて活用した上でも、なお生活に困窮した人を対象にしているということでございます。

3の「保護の内容」、各種ありますが、生活扶助というのが基本になっておりまして、これについては2つ目の○にありますように、厚生労働大臣がその扶助の額を設定するというので、年齢、家族構成、地域によってそれぞれ保護費が変わってくるというような仕組みになっております。

ちょっと飛びますが、次のページの6のところをごらんいただきたいと思います。保護の要否の判定と、実際に支給される保護費というのは、どうなっているのかというのを、簡単に図で説明したのですが、最低生活費というのは、先ほど言いました厚生労働大臣の定める基準で定められる額でございまして、そこから御本人が受け取っておられます就労による収入であるとか、年金などの社会保障の給付金、親族からの援助費、交通事故の補償などというものを、収入として認定して、収入の方が最低生活費よりも多ければ生活保護を適用しないと。収入が少なければ保護は適用されますが、その支給される額は最低生活費から収入を差し引いた残りが支給されるというようなことになっております。

収入としては、預貯金とか、保険の払い戻し金も収入と認定いたしますと、それから不動産の売却収入なども認定しますので、こういった預貯金などを使い尽くした後に初めて保護の適用になるというのが一般的ケースでございます。

具体的に、こういった手続で事務が進んでいるかは、前の1ページに戻っていただきまして、5に「保護受給に至る手続」ということで、いろんなケースがありますが、大きくこういう流れではないかということで整理したものでございます。

事前に保護の申請に至る前にいろんな生活に困っているんだということで、いろんな御相談を受けるというケースが一般的かと思います。

生活保護の制度はどういう制度かという説明をしたりするほか、生活福祉資金、これは貸し付けの制度でございしますが、そういったものが活用できないか。それから、障害者の場合には年金だとか、ほかのいろんな社会保障施策、母子家庭でありますと児童扶養手当というものもございしますので、そういったものとか、年金が活用できないのかというようなものをいろいろと御相談に応じてお答えするということがまず手続としてございます。

それから、そういうものを活用しても、なおかつやはりだめだという場合には、保護の申請をしていただきます。その保護の申請を受けまして、預貯金、保険、これは実際にその地域の銀行、それから保険会社に、この方についてどれだけの預貯金があるとか、どういう保険に入っているかというのを、調査をお願いして回答をいただいております。

それから、扶養義務者による扶養の可否につきましては、これは戸籍などで家族関係を

まず調べて、それぞれその方がどこに住んでいるかを調べて、ケースによっては実際にその場に行って扶養できないかということをお願いするという形で調査を行っております。

年金などについては、社会保険事務所に年金の受給資格があるのかどうか、幾らもらえるのかということを調査すると。

就労収入につきましては、これは必要に応じては会社に、実際どれぐらいの収入があるのかということを確認するということを通じて、実際その方がどれだけの収入、資産をお持ちなのかを明らかにしていくという手続でございます。

それから、実際に就労できるかどうかというところが、これは非常に調査が難しいんですが、1つは病気で就労できないという方については、お医者さんに行って検査をしてもらって、就労できるかどうかというのを判断すると。その上で、健康上で問題がないという場合につきましては、ハローワークなどに行っていて、そういう就職活動の状況を見て就労できるかどうかと。それから、現に仕事があるのかないのかということで、就労可能性の判断をするというようなところでございます。

それを踏まえまして、先ほどの保護の適用をされる場合については保護費、それからホームレスのような形で直ちにアパートというよりも、少し保護施設というような施設に入って、日常生活上のいろんなことをされた場合については施設への入所。それから、病気の場合については、医療機関に入るというケースがございます。

次のページで、ホームレスの方などで、行き倒れという形で病院に運ばれるようなケースがございます。この場合には、急迫保護という形で、とりあえず病院に入院していただきまして、事後的に先ほどの要否を判定するというような仕組みで保護が決定されるというようなケースもございます。

7番目でございますが、実際保護が適用された後につきましては、世帯の実態に応じまして、年2回～12回の訪問調査。それから、収入・資産等の届出の義務付けを、定期的に課税台帳などと照合すると。それから、就労の可能性のある方については、就労を指導するというような、保護開始後も指導を行うというような仕組みで運用されているということでございます。

別紙2で、いろいろと御質問いただいたことに簡単にお答えをさせていただきたいと思いますが、1は今、御説明したとおりでございます。

2番目につきましては、最初の方にありますが、生活保護法におきまして、保護の決定・実施については、都道府県知事、市長または福祉事務所を管理する町村長が行うということで、規定をされているということでございます。

基本的には、先ほど言いましたように、被保護者の預貯金だとか、いろんな扶養関係、親族関係ということで、かなり個々人の相当プライバシーに立ち入った調査を実施した上で決定されるということで、かなり御本人のプライバシーの侵害の度合いが非常に高いということもございまして、やはり行政が行われるような仕事ではないかと考えております。

3番目につきましては、生活保護の決定・実施につきましては、生活保護法である

とか、関係法令、それから厚生労働大臣の定める基準、実施要領ということで、処理基準ということでございますが、保護の実施機関または福祉事務所において行っているというようなことでございます。

生活保護の額については、一律の基準が定められておりますけれども、実際にその実施に当たりましては、他の生活保障制度の活用だとか、扶養などによって生活が維持できる場合には、給付に先立って相談、助言を行ったり、そういうものが受けられる場合には、保護費から減らされるということ。

それから、自立助長を目的としていますので、働ける方についてはできるだけ就労していただくということで、そういったサボっている場合にはそれなりにペナルティーという意味で、給付の停・廃止ということもあるということで、こういう場合にはこうだというような、機械的に計算できるような、単純な給付保護制度ではないということもございまして、基準があるんだから民間でも可能ではないかということについては、若干難しいんではないかということを考えております。

ただし、一番下に書いてありますが、いろんな自立支援だとか、面接相談という場面で、非常勤の職員を活用していただいたりとか、民間委託等をやっていただくということは十分余地があると考えておりまして、今後、特に自立支援を充実させていく必要があるというふうに考えていまして、そういう意味でもこういった非常勤職員の活用とか、地域の民間団体との連携・協力によってお願いしなければいけない部分というのが増えてくるだろうというふうに考えているところでございます。

4は、先ほど言いましたように、これは実際に就労可能性というのは、なかなか本人に働く意欲が、働けるのに、仕事があるのに働いてないというのをどういうふうに判断するかというのは、非常に難しい判断でございまして、ちゃんとハローワークに行って、求職活動していて、実際にどういう面接を受けているのかというようなことを実際に確認しながら決定をしているということでございますので、単純に客観的なルールがあつてこうだということで、なかなか運用が難しいというような面がございまして。

5番目の相談、助言につきましては、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、現に非常勤職員を活用したりとか、民間委託でやられている部分もございまして。相談助言以外でも、例えば、医療扶助のレセプト点検などにつきましては、民間に委託してやられているということがございますので、そういう部分について、こういった非常勤職員とか、民間団体について、アウトソーシングとか、そういうものは今後一層拡大される必要があるという部分もあるだろうと考えております。

6につきましては、これは住宅扶助というのがございますが、これを単給で出せないかというのが、1つの論点になろうかと思いますが、現在生活保護で先ほど言ったような最低生活費の計算の際に、生活費のほかに住宅費がどれだけかかるのかということをトータルとして、最低生活費として見ておりまして、住宅だけ不足しているかどうかということで、運用をまずしてございませぬ。

所得は、先ほど入ったような形で一定であっても、資産を十分に活用したいというケースに生活保護を適用するのは非常に困難だというふうに考えておりますので、そういった資産活用とか、就労能力の活用ということを考えれば、先ほどのような現在の生活保護制度の仕組みでいろんな調査をした上で、要否を判定するということにならざるを得ないということでございまして、ここで御提案のようなことは非常に難しいというふうに思っております。

それから、ホテルコストのみに対して住宅扶助を単給するという制度は、これはちょっと御趣旨が十分理解できてないかもしれませんが、生活に困窮される方は、住宅だけ困窮しているわけではなくて、一般には住宅費と生活費を合わせてみて最低生活が確保されているかというのを判断しますので、仮にその方が住宅費も超えて、生活費を更に足りないという場合に、住宅費だけ出すというのは、これは最低生活の保障という観点から非常に難しいんじゃないかというふうに思っていて、住宅扶助の単給というのは、非常に制度的には難しいというふうに考えています。

以上でございます。

○福井専門委員　ありがとうございます。それでは、質疑をお願いします。

○安念専門委員　よろしゅうございますか。保護の決定について、そう機械的に、あるブラックボックスの中に情報をインプットすると、自動的に一義的な答えが返ってくるというものではないので、民間開放できないということは、他の省庁のさまざまな業務においてもおっしゃるんですが、しかし、機械的に判断ができない。すなわち難しいというものであると、なぜ官ならできるのかというのが、次に不思議になるんです。つまり基準がない。その点は何か言語で記述し尽くすことができない部分があるとおっしゃるわけですね。それは私はあると思うんです。そのことは私は否定しません。しかし、言語で記述し尽くせないところを、しかし、そうするとそれはだれにもできないはずなんであって、なぜ民にはできなくて官にはできるのか、それが非常に不思議なんです、その点はなぜできるんですか。

○岡田保護課長　それは、基本的には財政支出の、これは全額公費で賄える制度でございますので、その支出をする責任を自治体としては持っているわけです。決定すれば、すぐ次の日からお金を払うということです。その、例えば、先ほど言いましたように就労能力があるか、就労能力を活用しているかどうかというのは、これは、要するに、うそをついてというか、本当は働けるのに嫌だからこう言ってくるというのは結構ありますし、それから実際に働いているのに申告をしなければいけないところを申告してもらえないというケースも非常に多く出ておりますので、そういうものを被保護者と相対しながら、ちゃんと活動状況とか、ハローワークに行ってるちゃんとやっているのかどうか、それから、面接をちゃんと受けてどうだったのかということを聞き取りしながら実際にやっていくという手続でやらざるを得ないわけです。ですから、客観的にハローワークに何回行ったからいいというような基準は非常に難しいと思うんです。

ですから、そういう決定そのものと、やはりそれが直接公費の支出に関わるということで、やはり公費の最終的な支出の権限を持つ行政機関が、そういうような決定と密接に結び付いて、当省がやらざるを得ないということではないかと思っています。

それから、生活保護の場合は、先ほど言いましたように、いろんな調査を、預貯金の調査とか、扶養の調査とかいう、個人のプライバシーに相当立ち入ったこともやりますので、そういう意味でも官が責任を持ってやられる必要があるんじゃないかというのは、非常に大きなところではないかと思っています。

○福井専門委員 前者の点ですけれども、仮にそういうことがあるにしても、でも、先に後ろのプライバシーの方をお聞きしますが、これは、例えば、民間委託の場合のプライバシーの保護というのは、何か配慮されているんですか。現に非常勤、民間の活用をされているということで、民間委託の場合には、どういうふうにされているわけですか。

○岡田保護課長 これは、こういった調査に関わって保護の決定実施する骨格のところは、やはりなかなか民間実施は難しいかなと思っています。例えば、入口の相談のところで、今、多いのは非常勤の昔ケースワーカーをやっていたOBの方が、いろいろと相談に乗ったりとか、そういうケースで見られているとか。

それから、就労指導の場合に、就労の専門、例えば、職安のOBの方で、福祉事務所に非常勤として雇っていただいて、その方にいろいろと就労指導していただくということで、その自立支援とか、相談、助言という部分で、その部分については民間の活用とか、非常勤の職員の活用というのは、今でもあり得るんじゃないか。

○福井専門委員 民間委託の委託項目の中で、知り得た個人の情報なりプライバシーをどうこうするという規定はないんですか。

○岡田保護課長 それは、実際には自治体が契約でやっていますので、それは当然あると思います。

○福井専門委員 例えば、あるとして、そういう契約条項が無視されたとか、違反があったというような報告なり、是正をしたとか、後で打ち切ったとか、そういうトラブルはあるんでしょうか。

○岡田保護課長 そのケースについて、現状で私の承知している限りでは、そういうことは承知していません。

○福井専門委員 とすれば、恐らくそれなりに信頼感のあるところを選んでおられるということもあるんでしょうけれども、問題になってないということは、民間でも實際上自立支援の相談とかで、個人情報に該当する場合は、大いにあり得るはずなんです。それが漏れて問題になってないということであれば、あとは事柄は連続した問題ですから、もうちょっと根幹的なところに近づいたとして、本当に問題が起きるんでしょうか。

○岡田保護課長 2つちょっと御留意していただきたいと思うのは、1つは、いろんな面接の相談、指導というレベルであると、御本人と相談者の間に任意で情報開示がされるケースと。それから、預貯金の調査というのは、本人がいい、悪いにかかわらず強制的にや

って調べるというものは、1つ違いがあるんじゃないかと。

もう一つは、この預貯金の調査であるとか、それから資産とか、かなり個人をほとんど丸裸にしているんじゃないかということをよく言われるんですが、そういったプライバシーを相当程度侵害している部分もありますので、そこはやはり程度というものを考える必要があるんじゃないかということを申し上げておきたいと思います。

○福井専門委員 預貯金の場合も、言わば本人がそれを調べられるということは了解しているわけですね。了解した上で調べられたときに、調べる人が公務員なら全然心配がなく、民間だと途端に不安になるのかどうかという、この問題ですね。

しかし、今も非常勤職員の活用とかあるんですけども、非常勤職員というのは、要するに、アルバイトですね。アルバイトで、またすぐに民間のどこかで仕事するかもしれない。でも、不安ではないわけですか。

○岡田保護課長 それは職員として、ここの預貯金とかそういうものについては、概ね現業員ということで、ケースワーカーの方がやられているというふうに認識しています。

○福井専門委員 ただ、非常勤の方でも、一応プライバシーとか秘密に関わることをいじることがあるんでしょうけれども、公務員法がかぶりますから、守秘義務もかぶりますね。民間委託の場合は、法令の守秘義務は当然にはかぶっていないけれども、契約上の義務で何とかなっているというのが、先ほどのお話ですね。とすれば、ダブルチェックをやるとすれば、民間委託でかなり根幹的な預貯金の調査とかをやらせたにしても、常勤公務員並み、ないし普通の公務員並みでもいいんですが、守秘義務をかければいいということになりませんか。契約上のもので足りないとするれば、法令上の守秘義務をそういう根幹的情報を扱う人にはかければいいということで足りるように思いますが。

○岡田保護課長 そこは、先ほどの調査するときに同意書をもらっているわけですが、その同意書を出さなければ、これは保護を実施しないということで、ペナルティーの裏返しとしての同意でございまして、相談のときにいろいろお話しするというのとは、ちょっと質が違うんだと思うんです。

だから、そこはさっき言ったような、任意と強制的なものというようなことと。それから、侵害の程度ということで、単純にそういうふうに考えるのが、社会通念的に考えて妥当と考えていただけるのかどうかということについては、非常に疑問があるというふうに考えています。

○安念専門委員 そうおっしゃいますけれども、丸裸になるというなら、例えば、医者とか、我々大学の教師、私は弁護士でもあるけれども、大体丸裸なんです。だけど、それは普通まともな人間なら民間人だけれども、秘密は漏洩しない。なぜかと言うと、別に公務員よりも民間の方が立派だからじゃないんです。それは、そうすると食べていけなくなってしまうからです。それは、民間にこういう仕事をやらせても同じ話であって、そこであそこはプライバシーを公開するとなったら、それで契約は切られてしまうわけだし、とてもレギュレーションを変えてやっていけないんだから、それは公務員だって同じことで

しょう。つまり、利己的に行動する。合理的に行動するなら、そんな損になることはやらないはずだということで、世の中の仕組みはできているわけで、しかもそれ以上の仕組みはどういうふうにしたってつくりようがないわけです。私はそれは同じだと思います。それは御見解をいただいても構わないが。

次に、もう一つ、さっき言った言語化できないところで、ではどうしてできるんだというのは、さっきのお答えだとできるということをお答えになったんじゃないで、金を出す者にやらせる以外方法はないだろうとおっしゃったんです。私もそうだと思うし、それなら民間受託者と同じことですよ。民間委託するときは、民間委託するときの条件が設定されるはずですよ。

例えば、保護費の全体の給付額はこれまでに抑えろとか、あるいは、不服申立ては裁判で覆ったらその分は減額するとか。それはやはり金に絡むんです。結局のところを、どういう処分をするか、どういう決定をするかは、その委託された民間企業の自分の懐に必ず跳ね返るように契約を仕組むに決まっているんです。そうなるのであれば、結局財布に絡む人間に決定させるというのは、全く同じような仕組みをつくれるはずだと思います。

○岡田保護課長 支給の上限額が、この枠の中でやってくれというのは、ちょっとそれは難しいと思います。

○安念専門委員 それはいいです。例えば、の話をしているわけです。

○福井専門委員 例えば、契約で動機があるように仕組むのもいいわけですね。公費を節約してもらわなければ困るという御趣旨ですから、そうであれば、それは節約する動機づけを与えて仕事をしてもらえようという民間の委託の仕組みをつくれればいいということにもなるんじゃないですかという趣旨です。

○安念専門委員 私は、それをつくれと言っているんじゃないで、要するに、お金を節約すると、自分のもうけになるというようなインセンティブ構造をつくらないと、契約をして外部委託する意味がないわけです。私が言ったような仕組みがいいと言っているんじゃないですよ。今のは、ただ思い付きで言ったんだから。必ず何か金銭的なインセンティブを付けるわけです。だから、金銭的なインセンティブのある人間が決定するしかないということについては、官であろうが民間だろうが同じような仕組みにできるはずですよということを申し上げたわけです。

○岡田保護課長 十分理解できないんですが、インセンティブというか、これは別に減らすことが絶対正しいわけではないですから、保護を必要な人については、保護を必要とするということでやらざるを得ないわけです。だから、例えば、景気が悪くてホームレスが増えたり、そういう中である条件の中で抑えることというのは、非常に現実問題として難しいわけですし、それで落ちこぼれるのも困るわけですね。ですから、減らせばいいということでもないと思います。

○福井専門委員 勿論そうですが、結局要件の判断ですね。無駄遣いにならず、かつ本人の生活が成り立つように、法の趣旨に合うようにきっちり運用していただくということに

尽きるわけですから、その点の判断です。仮に微妙な点がややあるにしても、公務員だから非常にうまくできて、民間だと途端にうまくいかなくなるというふうには、きれいに二分はできないんじゃないでしょうか。

○岡田保護課長 ちょっと水かけ論ですけども、そこで単純に客観的に、こういうルールで、こういうものではないということを考えれば、その中で財政責任を負っている自治体が、自ら責任を持って給付を限定するということが必要なんじゃないかと思うんです。

○福井専門委員 例えば、事後チェックだってできるわけですね。無駄遣い、ないしは過剰な給付ではなかったかどうかが、ちゃんと事後的に検証できるようになっていれば、財政責任主体としての立場は保たれるわけですね。要するに、直営でなければ無駄遣いを防げないということにはならないですね。

○岡田保護課長 それは、そういった決定権と、それからプライバシーの保護とか、そういうのを全体としては、さっき言いましたように民間というのは、非常に難しいんじゃないかと思うんですけどもね。

○福井専門委員 あといかがでしょうか。

○安念専門委員 しかし、節約というのは、実際に財政支出をなさるところでもしているわけでしょう。つまり、無駄なお金は使わないというのは、それは当たり前の話なんだから、それをインセンティブにする何かの仕組みをつくるわけです。例えば、扶養義務者を見つけるわけですね。扶養義務者を見つければポイントをあげればいいわけです。例えばですよ、ものすごく私はプリミティブなことを言っているから、そのまま制度化されるなんて言っているわけじゃないですよ。例えばの話ということです。要するに、節約項目をつくって、それに対してボーナスを払えばいいわけです。それが節約ということです。

○岡田保護課長 要するに、それで減らしたらボーナスというようなたぐいで運用されるのは、必ずしも我々は適切ではないと思っているんですが。

○安念専門委員 どうして適切ではないんですか。

○岡田保護課長 必要な額について、それは必要であると。

○安念専門委員 勿論そうですよ。

○岡田保護課長 それで、そこは、要するに、ボーナス分は財政支出としては一種よけいなわけですね。

○福井専門委員 隠しているのを発見したというような場合、それに応じてポイントをあげたら、それはむしろ適法を助長するインセンティブになりますね。

○岡田保護課長 それは、本来その分は単純に減るわけで、民間委託をするためにそういうようなボーナスみたいなものをつくればいいということですがそれはもう自治体の方で適切にやってもらうということであれば、その部分は本当に必要ない部分の費用じゃないんですから。

○安念専門委員 適切にやるインセンティブ、公務員にありませんもん。だって給料変わらないんだから。何で給料変わらないことを一生懸命やるんですか。

○福井専門委員 もともと生活保護は、恐らく公務員が運用すると、厳しく流れるのかもしれないけれども、やはり公務員ですから、公務員にとっての動機づけということは必ずしも用意されてない。要するに、運用を適正にするとか、公費をきちんと使うことについての個人的インセンティブが必ずしも用意されてないから、その点でもやはり、民間と比べると効率において劣り得るのではないかという問題意識も底流にはあるわけです。とすると、公務員が厳正にやっているという建前でも、ひょっとしたら過剰消費されているかもしれない。もっと厳密に法の要件に従って判断してくれるような枠組みができるかもしれない。そこを軽視すべきではないというのが我々の判断、感触なんですね。

○岡田保護課長 十分に反論できないかもしれませんが、やはり生活保護のそういった実務とか、相当個人のプライバシーに関わっている。それから、本人の同意と言っても、一種のペナルティーがある方が多いですから、そういうものでいろんな調査をするというようなことと。

それから、保護の被害が直接出て、財政支出と直接負担しているということを総合的に考えれば、社会通念的に考えて、これは行政の仕事だというふうなことから考えざるを得ないんじゃないかというふうに、私としては認識しているわけですが。

○福井専門委員 それも一概にというか、ドグマとして必ずしも言えるわけではなくて、やはり官業民営化というコンセプト自体が、どの仕事をだれがやるのが一番効率的で公平なのかということですから、プライバシーがあって、強制的な契機があるからと言ってしまくと、それこそ身もふたもないわけです。そうであったとしても民間がやる方がいい領域というのは、あり得るのではないかということです。一概にそういう要素があるから全部が全部民間であってはいけないということにはならないというのが、出発点だと我々は理解しておりますので、なかなか平行線ですが、引き続きまたいろいろ議論させていただければと思います。

どうもありがとうございました。

(厚生労働省社会・援護局保護課関係者退室)

(厚生労働省社会保険庁関係者入室)

○福井専門委員 お忙しいところ御足労いただき、ありがとうございました。厚生年金保険業務について、7、8分を目途に御説明いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○中野企画課長 それでは、御提出をいたしております調査票に基づいて御説明をさせていただきます。

厚生年金保険業務についての御質問でございますが、1枚目の調査票に書いてありますとおりの状況になっておりまして、従業者数は1万1,019人、予算額はそちらに記載してありますとおりでございます。

この保険料徴収額も、19兆9,295億円と書いてございますが、これは厚生年金の保険料でございます、そのほか1万1,019人の職員は、政管健保の事業も併せて行っておりま

すので、そういう意味で政管分として、このほか6兆4,000億円の保険料収納額等がございます。そういうことで、この部分では厚生年金保険の部分だけ予算額というところで記載をいたしております。そのほか、給付額等はそこに記載があるとおりでございます。

それでは、個別の事項、お尋ねのございました事項、2ページ目以降、簡単にポイントだけ御説明してまいりたいと思いますけれども。

1番目、さらなる民間委託の検討ということでございますが、現時点では入力業務、届手書等をシステムに入力する業務ですとか、印刷、裁断、封入、封緘等、膨大な量进行处理しておりますので、こういった業務についての外注を増やしていくということを考えております。

このほか、例えば、簡易な年金相談業務などについても、民間委託できないかということも現在検討しておるところでございます。

2点目でございますが、アウトソーシングについての禁止規定のようなものがあるんだろうかというお尋ねでございますけれども、この点、特段そういうことを禁止している法令等の規定はございません。

しかしながら、勿論、それぞれの業務の性質に応じまして、公権力の行使の権限付与、あるいは守秘義務等の法的措置を講ずる必要があると考えられます。

3点目でございますが、厚生年金給付の業務については、一定の基準に従って行う業務なので、民間による実施も可能ではないかというお尋ねでございます。

これについては、厚生年金保険は国が管掌する保険でございまして、保険者として国が給付の義務を負うものでございます。そういう意味で、公的年金の給付事務について、公平性、あるいは的確性ということで、権利義務の確定などについては、行政庁が行う必要があると考えておりますけれども、仮に行政庁以外の者に行わせる場合には、少なくとも次のような点を担保する必要があるんじゃないかと考えております。

1点目は、年金制度についての専門性の確保ということでございます。これは、厚生年金保険だけに限らず、他の年金制度も含めた知識が必要となります。

2点目ですが、公平・公正な業務運営を担保する意味で、国による監督業務が必要となります。

それから、給付業務の実施に当たって、個人情報を使いますので、守秘義務が必要になります。

4点目ですけれども、民間主体にそういった給付業務を行わせた場合に、それができなくなったという場合に、最後、ラストリゾートとして国がそれを直接行うといった仕組みも必要になってくると考えております。

いずれにしても、積極的に外部委託等を進めてまいりたいと考えております。そういったことも含めて社会保険庁の事務の在り方については、内閣官房長官の下で現在検討中でございます。その中で、外部委託等についても議論がなされると思われます。

それから、厚生年金の徴収についてのお尋ねでございますが、徴収行為のうち、強制徴

収権の行使、これは公権力行使に該当するわけでございます。行政法の教科書によりますと、公権力の行使は行政庁によって行われるのが原則であります、行政主体性を有する法人に行わせることも認められるというふうになっております。現にそういった事例はあるわけでございますが、基本的に主務大臣の認可を事前に受けることとされております。これを、厚生年金について見てみますと、比較的中小規模の企業が対象になっておりまして、滞納処分の実施については切迫性があるケースが多くなっております。そういうことで、事前認可を受けてから実施ということでは、なかなか債権の実現というのが難しくなってくる面がありますので、現実問題としてなかなか難しい面があるのではないかと考えております。

この点につきましても、社会保険庁の在り方全体の議論の中で、こういった業務を外部委託を更に進めるのかといった観点からの議論がなされていくことになると思込まれる状況でございます。

その次の御質問でございますが、社会保険労務士に現在の社会保険料の徴収代行を委任しているのではないかと、そうであれば、株式会社等に代行させることができるのではないかとのお尋ねでございます。この点については、適用促進の対策として、未適用事業所に対して巡回説明、を社会保険労務士に委託しておりますけれども、この中には徴収業務は含まれておりません。それから、人件費の総額についてのお尋ねでございますが、職員数、人件費につきましては、この資料に記してあるとおり、1万1,019人に対しまして、940億円の経費となっております。

本庁・地方庁の内訳が、本庁713人に対して、地方が1万306人となっております。

そのほか物件費でございますが、このページの一番下に書いておりますけれども、年金手帳の印刷等々、396億円というところでございます。

以上です。

○福井専門委員　ありがとうございます。それでは、質疑といたします。

この4つの担保措置の条件というのを、資料の3枚目に書かれておりますが、この4つが満たされれば公務員でなくても構わないという、裏返して言うとなんかということですが。

○中野企画課長　限られた範囲で検討しましたところでは、少なくともこういった観点は押さえていく必要はあるだろうということです。

○福井専門委員　具体的には、何かこういう主体にこういう、例えば、規制を課せば、こういう事情が満たされるというようなあてと言いますか、目途はあるんでしょうか。

○中野企画課長　そういう具体的なものを想定してということではございません。

○福井専門委員　これは、権力行使も含めての話ですね。

○中野企画課長　この点は、厚生年金の給付についてどうかというお尋ねでございますので、例えば、年金保険料の徴収の部分は、例えば、公権力の行使そのものでございますけ

れども、ここは入っていないということです。

○福井専門委員　そうですが、例えば、給付の拒否処分というのは、一種の不利益処分ですが、そういうものも含めてこういう条件が満たされていけばいいという御趣旨ですね。

○中野企画課長　権利義務の確定という範囲で、こういう法的担保措置を講じていく必要があるだろうと考えております。

○福井専門委員　そういう意味では、不利益処分だと取消訴訟の対象にもなるということになりますが、こういう条件が満たされていれば構わないという、大変建設的な御指摘をいただいたと思いますが。

続きまして、これに関連するんですが、その次の項目、徴収の方についてなんですが、何か行政法の本によると、公権力の行使は原則として行政庁によって行われるべきとあるんですが、これは何をごらんになったのかわかりませんが、ちょっと不正確、ちょっとと言うか大分不正確でして、公権力を行使する、言わば処分性ある行為をする機関を行政事件訴訟法上、行政庁というふうに名づけているというのが正確な言葉、実定法の仕組みの理解でもありまして、どの教科書でもそれと矛盾する見解はないと思いますので、そういう意味ではこの意味の行政庁は、公権力の行使で取消訴訟の対象になる行政庁の権限を行使するという意味での行政庁というのは、公務員から成る組織を行政庁と呼んでいる、一般的、常識的用語とは全く意味が違うんです。処分性ある行為を行う機関を、単に行政庁と呼ぶだけですから、これは全くの私人でも構いませんし、ここにある組合とか独立行政法人だけじゃなくて、株式会社でも民間の組合でも構わないと。要するに、立法の仕組みによってそういう役割を与えられたものを言うということですので、そう考えると、以下の議論、必ずしもかみ合っていないわけですし、独立行政法人に強制徴収権の付与の事例があるが、主務大臣認可というような議論も、これも立法政策の仕組みの問題ですから、恐らく、むしろ前段に書かれている給付のときの幾つかの条件、これらは非常に意味のある条件だと思いますが、こういった条件が付いていれば、徴収についての不利益の処分であることには代わりはないわけですし、給付の方でこういった条件でできるのであれば、むしろ徴収もそれのできるという方が、論旨の首尾一貫性としてははるかにあるということになると思いますので、ここは是非再検討いただければと思います。

○武田医療保険課長　ちょっとよろしいですか。今の御指摘の点について、医療保険課長でございますが、私ども、そういう意味での行政庁という使い方なのかということになりますと、改めて該当教科書にさかのぼって今、御指摘の厳密な意味の定義だったかどうか確認しなければいけません。

○福井専門委員　これは、だれの本を見ましたか。

○武田医療保険課長　塩野先生です。

○福井専門委員　塩野さんの理解も、私が言ったとおりで間違いはないはずですので。

○武田医療保険課長　立法政策の問題というような御指摘もありましたが、私ども一応現行立法例で見てみまして、特に徴収という御指摘でしたので、強制徴収について、国税滞

納処分例によって強制徴収できるというような立法例について見てみまして、教科書がすべてということではございませんで、立法例的にも国以外のところがやる滞納処分、国税徴収の例にならってできる場合には、事前認可が付いているのが基本であったということで書かせていただいたものでございます。

○福井専門委員 徴収に限らず、これ基本的には不利益処分については、全く行政法上、あるいは行政法規の実務上同じですので、例えば、弁護士会が懲戒処分やるとか、再開発組合が土地の立ち入りをやるとか、ほかにも、例えば、公益事業者たる株式会社が一定の土地利用を緊急的にやるとか。さまざまところで不利益処分を民間が行使するというのがありますので、そういった並びから言うと、徴収だからということで、独自の不利益処分の中で徴収だけ特殊な扱いを受けるという議論は、学説上も判例上もありませんので、恐らく今、申し上げたような不利益処分についての一般則から考えていただくという方が、より実りがあると思います。

○安念専門委員 滞納処分というか、強制徴収ですが、ここで主務大臣の認可を事前に受けることとされていると。私も実定法を全部調べて申し上げているわけではないので、教えていただきたいのですが、それは一本一本の滞納処分をするたびに事前の認可が要するという仕組みになっているという御趣旨でございしますか。

○武田医療保険課長 私どもの調べた限りにおいては、そのような包括的な許可というのはなかったようでございます。

○安念専門委員 そうですか。では、包括的な評価の制度をつくれればいいだけの話だと思います。と言いますのは、その食い止める、めちゃくちゃな処分をするのを食い止める手は、もう簡単であって、これを民間企業にやらせてくださいという話なんですから、間違えば損害賠償になるんですから、それはとてつもない金を取られるので、それで十分な抑えになると思います。

ついでに申しますと、一刻を争うケースであれば、それは役人が直接やったって私は同じだと思います。ずるい者はもうさっさと第三者に債権譲渡しておりますので、それが3時間延びようが、1日延びようが、それは同じことで、これは大した問題ではないと思います。

○武田医療保険課長 実態的には、私ども年間2万件の強制徴収をやっておりますけれども、非常にその見極めが難しくて、実際国税官が動いたとか、社会保険が動いたとか、現実には、現場現場では、1日数時間の差というのが問題になる事例もあるようでございますので、その点は是非御理解いただきたいと思います。

○福井専門委員 でも、今のような個別認可が事前に必要だというのは、法理の上で厚生年金の徴収についてあてはまるということには、必ずしもならないはずで、ひょっとしたらこういう例多いのかもしれませんが、それは仕組み方次第ですから、基本的には憲法違反にさえならなければいいわけで、そういう不利益処分自体が民間が行使できるということ、繰り返し申し上げておりますとおり、全く問題がないという頭の整理、ないし

は学説上の整理がなされているはずですから、ここでは実質的な当否と言うんでしょうか。仮に主務大臣の個別認可を必要とせずに民間が先ほどお示しになられましたような、専門性なり、監督なり、守秘義務なり、いざとなったときの特の給付みたいなことを全部そなえた上でやる民間が、こういった個別認可なしにやることで、何か重大な支障が生じるのかどうかということだと思えます。

実質的にあるのであれば、個別認可ということをはしょったら仕組むときに考えないといけないのかもしれませんが、先ほどからお聞きしている限りですと、具体的な弊害ということを前提にした議論ではないようですから、むしろやっただとして支障が起きないのであれば、むしろこの上の方の類型を下の方の類型にも当てはめてみていただくことも是非御検討いただきたいと思います。

○武田医療保険課長 おっしゃる御趣旨に正面から反論ということではないんですけれども、私ども立法政策の問題というふうにおっしゃるのも、1つの議論だと思いますけれども、我々現実には類似の立法例など、余り飛び出るような立法はなかなかできないものですから、我々の社会保険の関係で申し上げますと、前に前任課長が申し上げたかもしれませんが、医療保険で言いますと健康保険組合という公の監督下の法人がありまして、これは滞納処分を行う場合がありますが、これは個別に厚生労働大臣の認可を必要としていると。民間ではなくて、一定の公法人でも個別の認可が必要とされているという、現行法はそこで合っているということで、あり得ないということを申し上げているつもりはないんですけれども、非常に立法をしようとする、困難が伴う可能性があるということで申し上げます。

○福井専門委員 健康保険組合を直してしまえばいいわけですね。横並びだったらいいということですかね。

○本田委員 遅れて来て恐縮でございます。2つほど質問をさせていただきます。まず、第1点でございますが、この1万1,019人の職員の方々でございますが、これは地方公務員から国家公務員へ変更されたという歴史があるというふうに承っております。この変更のロジックということは、どういうことであつたんでしょうか。なぜその際にわざわざ地方公務員から国家公務員という、より厚いような処遇に変えたのか。その際に、民営化ということというのは、全く議論されなかったと。そこをまずお伺いしたいと思います。

○中野企画課長 地方公務員からではございません。地方事務官という身分からの移管がなされました。地方事務官は国家公務員でございまして、そういう意味では国家公務員の中での種別の変更が行われたということです。

地方事務官の特殊性は都道府県知事の指揮・監督の下に置かれた国家公務員だったという点にあります。これが都道府県知事の指揮の下ではなくて、直接社会保険庁の指揮の下に移ったと、そういう意味での変更があつたということです。

○本田委員 その結果、徴収率等でどの程度の改善が見られたのでしょうか。

○植田年金保険課長 健保、厚年では、全くと言っていいほど何ら差はありませんでした。

国民年金においては、約八%ぐらい差がありました。これは要因が、前にも一回申し上げたことがあるかもしれませんが、半分の要因は、実は国民年金に関しては免除制度というものがあまして、その免除制度を法的に厳しくしたということがあまして、今まではどちらかという担当した、あるいは面談した職員の感覚と言いますか、それでこの人は免除に該当するという判断を、恣意的とは申しませんが、確としたものがなかったんですが、そういうものにタッチするのは大体市町村の職員だったんです。

今度は、そこはそれではいけないということで、その際に合わせてきっちり内容を、これとこれの場合のみ、具体的に申し上げますと、前年の所得で基本的には決めると。所得の額で幾ら以下は免除と。ところが、それ以外のケースはその年に失業した場合、これは失業手当をもらっているという証明が要ります。それから、もう一つは災害に遭った場合と。これも市町村証明くれますね。その場合だけ免除認めると、あとは一切認めないということに、免除の基準を厳しくしたと。そうしましたら、それが4%ぐらいですね。これは統計上もそう出ているんですが、そういうこともありまして、全体で8%ぐらいだったと思うんですが、これは正式な数字ではないかもしれませんが下がりました。

○本田委員 4%下がったということでございますが、地方事務官から、今、どういうステータスかもう一度お教えていただきたいんですが、それによって変わったことによる処遇等の変更というのは、全くなかったということですね。

○植田年金保険課長 全くありません。

○本田委員 わざわざ制度を社会保険庁の中で改革としてやられた結果、4%は除いたとしても、国民年金の4%ダウンという、一応改革をやってみられて、実は改革は悪い方に効いたということだと思えるんですけども、これに関しては、どのような庁内で御検討なり御反省なりというのがなされているんでしょうか。

○中野企画課長 まず、ここで今日お尋ねなのは、厚生年金の業務でございまして。

○本田委員 確かに、そうです。

○中野企画課長 厚生年金の関係で申しますと、徴収率も99.3%ということで、ほとんど100%に近い徴収率を上げております。そういう意味で、厚生年金については、こういう身分の変更をしたことによる影響はないということです。

なぜ身分移管をしたのかということですが、地方分権、地方との権限関係の見直しという観点から、本来これは全国一本の保険制度であって、本来的に国が直接実施すべき業務であるという考え方の下に、直接国が行う体制に切り換えたということでございます。

その際、国民年金については、従来は約1万人くらいの市町村職員が担当しておった業務も含めて国が担当することとなったわけです。これによって、職員数が大きく減少しました。それに伴って経費も大きく削減されました、1,000億円程度使っていたものが、400億円程度まで削減をされました。そういうことで、経費面、あるいは職員の数の面でも大きく圧縮をしたという変更があったわけで、そういうことの効果に加えて先ほど年金保険課長が申しましたような制度の見直しがあって、複合的な要因で徴収率が下がったとい

うことが現実でございます。

今後、国として国民年金の80%まで納付率を引き上げていく方向で取り組むこととしております。その過程では、市町村とのさまざまな意味での連携の強化や、外部委託の活用なども考慮しながら、取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木主査 3点ほど伺いたいのですけれども、1つは3ページ目で、給付業務、ポツの4の条件の一番下の「給付業務を行う民間主体が倒産等により、給付業務を行うことができなくなった場合は、国が給付業務を行うこと」という意味なんですけれども、これはだれかが給付業務を行わないといけないから、だれもいないときには国が給付業務を行うという意味。つまり、業務を行うことができなくなった場合には、早急に代わるべき民間主体をつくるか、そうでない場合は国が給付業務を行うという、そういう意味として理解してよろしいですかというのが、第1点です。

それから、その次のページで、社会保険労務士による、これも何か御説明あったのかもしれませんが、「巡回説明を行うといった民間委託を進めているところであるが、この委託業務の中には徴収事務については含まれていない」というのは、単に含まれていないというふうに理解してよいのか、つまりそれを巡回して説明を行っている間に、私、払いますという人がおったら、その人にその支払いを受け取っていく権限というかあるいは資格を与えるということは差し支えないのか。それとも、受け取ってはいけないという意味なのかというのが、第2点です。

第3点は、この「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」で議論、検討されておることと、どんな状況で検討が進んでおられますかというのが第3点。

なかんずく、当会議においても若干の議論があったのですけれども、社会保険庁自体の丸ごとの民間開放、言ってみたら民営化というようなものも選択肢の中に入った議論があるのかなのか、この点を3つほど教えてもらいたいのですが。

○中野企画課長 まず、第1点目でございますが、民間主体が倒産等による場合、国が給付業務を行うことというのは、仮定の議論でございますけれども、給付業務を民間主体に一定の法的担保措置を講じた上で実施をさせ、その主体が、業務ができないという状況が発生した場合、その主体が行っておりました給付業務は、やはり公的な権利として年金給付は続けていかなければいけませんので、その給付業務について最終的に国が直接実施をすることも必要になってくる。そのための担保措置が必要であらうということでございます。

それから、3点目でございますが、官房長官の下での有識者会議でございますが、こちらの方は現在、社会保険庁の業務について、緊急的に改善をすべき事項を御議論いただいております。

私どもの方から、六十数項目の緊急改善項目を御提言いたしております。これについて、前回さまざまな御議論をいただいております、今月下旬にまた会合が予定されておりますが、その際に社会保険庁業務の改善の具体的な中身について御議論をいただくことになってお

ります。

年末を目途にしまして、中間的なとりまとめをしていただきまして、来年の夏ごろまでの間に社会保険庁の在り方についてのまとめをいただくことになっております。

その御議論の中には、社会保険庁の組織の在り方についての御議論も含まれてくると思われますが、現時点では緊急的な業務の改善についての御議論をいただいているという状況でございます。

○武田医療保険課長 2点目の、社会保険労務士に行わせている業務でございますが、健保、厚年の場合は、適用するとなりますと、従業員ごとに保険料の額を決めなければなりませんので、従業員ごとに一人ひとりの給与が幾らであるか。それを出していただいて、その給料を何ランクかのどこのランクに当たるのか、標準報酬月額の設定というのをいたしまして、そこで保険料の具体的額が決まってきますので、社会保険労務士が巡回説明を行う段階では、とにかくそういう届出を出して、社会保険の手続を取ってくださいということで、その段階で直ちに保険料をこの場で払いますということには、通常はならないということではよろしいかと思います。

○鈴木主査 行ったところで、その場で払います、わかりましたというような話、要するに、支払を受け取る権限があるのかなのかということです。

○植田年金保険課長 ありません。実態論としても、実際そこで今、払いますという事業主はほとんどいません。

○鈴木主査 それはわかりますけれども、権限があるのかどうかです。

○植田年金保険課長 権限はありません。

○鈴木主査 それはなぜですか。

○植田年金保険課長 なぜと言うと。

○鈴木主査 それは与えてはいけない、特別な理由があるのですか。

○植田年金保険課長 国の国庫金の徴収ができる会計法上の官職に任命してないと今はできないということなんです。

○福井専門委員 それでは、支払い者の代理はできますね。支払い者が委任状を、この社会保険労務士に対して出せば、本来の納付を受ける権利者に対して、持っていくところは、委任行為の範疇としてできると。

○植田年金保険課長 支払い者というのは、保険料の話ですか。

○福井専門委員 そうです。

○植田年金保険課長 それは事業主ということですか。

○福井専門委員 そうです。事業主が社会保険労務士への相談の中で、あなたに任せると言って現金をわたして持っている。それは可能ですか。

○植田年金保険課長 それは可能です。預かってくるという格好なんです、それはひょっとしたら今でもあるかもしれませんけれども。

○鈴木主査 ちょっとよくわからないのだけれども、権限が与えられていない、だから含

まれていない、これは当たり前ですね。権限を与えれば、徴収もできるではないか、これも当たり前のことですね。そうすると、権限を与えることに支障があるのかということになってくるだけの話ですね。

○植田年金保険課長 どちらかというと実態論的な話で、というのは、今は実際に徴収という行為だけを見ますと、実際に現金で納めるということ自体ほとんどなくて、みんな銀行の窓口、納付書で、もうほとんど99%納めると。ですから、こういうときに社労士さんが会社を巡回したときに、こういう権限を、仮に現金で徴収して、国の正規な領収書が切れるという権限を与えていても、ほとんどその権限を使うことがないのではないかということが言えます。

○本田委員 銀行窓口でほとんど徴収が済んでいるということでございました、この1万1,019人の方々というのは、具体的にはどういういったような仕事に従事しておられるんでしょうか。

○植田年金保険課長 これはもう健康保険と厚生年金の業務全部ですから、会社から届けが出てきます。この人が加入しましたという届けを処理して、健康保険証と年金手帳を交付すると。実際、標準報酬の確認をするわけです。

それから、もう一つは、毎月毎月、この会社には出入があるわけですから、採用した、辞めたという、それを計算して、コンピュータが実際やるわけですが、最終的に保険料額を確定させて、その告知書をつくって送る。

それから、健康保険の給付がありますが、現金給付がかなりあるわけです。傷病手当金を始めとする。その申請が来たものについて処理をして支払いをする。

もう一つの給付として、健康保険は、現物給付として医療機関にかかります。その場合に、医療機関から、いわゆるレセプトが来ます。支払い基金で一応チェックをした後払うんですが、保険者でしかできないチェックというのがあるわけです。適正な診療が行われたかどうかと。支払い基金では、レセプトの単体のチェックしかできませんので、保険者の方、いわゆる社会保険事務所では、それを数か月分並べてみて、そういう時系列的なチェックをすると、こういうこともやっています。

それから、もう一つが、最後に厚生年金の裁定請求に関わる事前の相談、受け付け、年金の裁定行為そのものもコンピュータではありますが、事前審査まで社会保険事務所でやると。主にそういうものに、全国312の社会保障事務所を中心担当しているということでございます。

○鈴木主査 さっきの話の続きになりますが、この設問では、現行でも社会保険労務士に社会保険料の徴収代行を委任していると理解しているがと言ったが、その理解が間違っておると、というのは、社会保険料は払いなさいねという説得行脚は認めておるけれども、徴収代行などを委任していないということですか。

○中野企画課長 はい。端的には、そういうことでございます。

○鈴木主査 委任したらよいではないですかということ、さっきから言っているのです

が。それを銀行から払うからとおっしゃるけれども、それは払うものは払うでよろしいのではないのか。しかし、そうとは限らないものに対して、そこでもらってきた方が早いに違いないのだから、それをなぜいけないというのか、よくわからない。

○武田医療保険課長 さっき申し上げましたのは、保険料を実際幾ら払わなければいけないのか、保険料のそれぞれの、一人ひとりの従業員ごとの標準報酬月額の設定行為がありまして、その設定行為に保険料率をかけて一人ひとりの保険料率が決まって、逆に言うと社会保険労務士が巡回説明をしている段階では、わかりました、社会保険の手続していませんでしたから、これから手続しますと、その段階でお金を払いますからと言われても、預かりは可能かもしれませんが、権限はまだ与えてないわけですが、検討によっては可能かもしれませんが、その段階で一体この事業所は幾ら保険料を払わなければいけないのかという義務が確定していない状況にあります。法律論的にはですね。

それから、さっき口座振り替えでほとんどカバーしていますねと言ったんですが、口座振り替えできてない事業所はどういう事業所かというと、この未適用の段階ではなくて。

○鈴木主査 わかりました。社会保険労務士は、専門家なのだから、どういう基準で決めて、どうやって決めるということは熟知しておるはずなのだから、これだったらOKになる、これだったらだめだということはわかっておるはずだから、それに対して特別に疑義がある問題の場合は別として決定権というのか、その場における確定権というものを認めてもよいのではないかという感じがするんですがね。

○福井専門委員 多分、前のページにある給付のときの条件ですが、同じような並びの規律を課した上で、社会保険労務士が、別にその場で受け取るのだけでもいいわけです。徴収権限があればいいわけですから、その社会保険労務士が、言わば会計担当の徴収権限ある者の立場で、例えば、文書を出すとか、電話で督促するということがあってもいいでしょうから、とにかくどこそこに早く振り込んでくれでも構わないし、私に持って来いでも構わないから、権限を与えておけば、随分臨機応変に取れるし、別にこういう条件をかけておけば、何の支障もないような来がしますけれども。

○鈴木主査 よくわかりました。それでは、払いましょうと言ったときに、さっさともらわないから、未払いが起こるのであって、権限を与えたって別に構わないではないですか。

○植田年金保険課長 それは、国民年金の場合は1万3,300円ですから、大体持っているものをということがあるわけです。今、払いますと。ところが、厚生年金の保険料は健康保険と一緒に徴収を行っています。少なくとも普通の事業所である以上は、そんな安い金ではないんです。少なくとも。

○福井専門委員 だから、その場でもらうかどうかが本質的な問題じゃないです。さっきも申し上げたように、別に権限を与えておけば、非常に熟知した専門家たる社会保険労務士さんなら、そんなひどいことはしないだろうし、事情をわかっている分。しかも、例えば、相談とかで面談した分一層払い安いということはあるかもしれないと。ますます思いましたけれども、御検討いただければと思います。

○鈴木主査 端的に言ったら、要するに、社会労務士に社会保険料の徴収代行を民間開放すべきであるということを答申に書いてよいかと聞いているだけのことです。

○本田委員 逆に申し上げると、先ほど徴収代行に関しても、有識者会議等を通じて御検討をなさっていかれるというお話だったかと思うのですが、社会保険労務士ではないとすれば、こういった先を今、御検討になっておられるのでしょうか。

○中野企画課長 議論が厚生年金と国民年金といろいろと錯綜しておりますけれども、先ほど申しましたように、厚生年金の場合は99.3%の徴収が行われておりますので、徴収についての改善が必要なのは、国民年金の分野でございます。国民年金の保険料をどうやって集めてくるかという場合に、強制徴収の部分と、それから一般的に納めてくださる方から納付受託という形でお預かりをして集めてくる部分の業務とがございます。

そういう形で納めていただく保険料を収納する仕事につきましては、納付受託という仕組みが既に法律上設けられておりまして、そういうものを通じてより幅広く納めていただけるような体制をつくっていくことができないかと考えております。

それで、現在、例えば、商工会などに、そういった業務をお願いしたり、いろんな機関に御協力をお願いしておるところでございます。

強制徴収の部分とは、またちょっと別の業務になります。

○本田委員 厚生年金に関しては、残りの0.7%部分を埋めるために、何らかの徴収代行というのは御検討なさっておられないということですか。

○中野企画課長 厚生年金、それから政管健保の場合、現状で何が問題かと申しますと、社会保険制度に入らないところが最近増えてきているというふうな点が問題になっておりまして、先ほど適用の面で社会保険労務士さんに事業所を回っていただいて、本来社会保険に入っていただかなければいけないのに入っていない事業所を掘り起こして、探していただくという仕事をしていただいております。そういう分野について、今、社会保険労務士さんに御協力いただいております。

そうやって、本来社会制度に入るべき事業所が見付かれば、保険料を納めていただくためのアクションを取っていくことができます。

○福井専門委員 その問題は、形上見れば徴収の問題じゃないかもしれないけれども、徴収されるべきところから徴収されてないんだから、全く同じなんです。本来適用事業所なのに払ってないということは、それは未徴収と全く同じですから、我々は全く区別して議論してないわけで、取るべきところから取られてないときに、できるだけ効率よく取っていただけますでしょうかという文脈で申し上げているわけですから、そこは余り厳密な区別を設けないで是非、どちらにせよ適用を増やすという方向で御検討いただきたいと思います。

○安念専門委員 民間にやらせるのが一番だと思いますがね。摘発していったって、まだあなた納めてないでしょう。それでは、嫌と言うならもう滞納処分があるんですからねという権限の下でやらせて、彼らは要するに債権回収のプロなわけですから、債権をどれだけ回

収したって、別に給与に差が設けられない公務員にやらせるよりは、そっちにやらせる方がずっといいだろうというのが、これは社会の常識だと思います。インセンティブのある人間にやらせるのが当然であるというふうに私は考えるし、それは大体世間の常識だろうと思います。別に直営でなければならない、いかなる必要もないと考えます。

○福井専門委員　そろそろよろしいですか。

○本田委員　今の観点からもう一点申し上げますと、社会保険労務士の方々の平均報酬というものは、私、存じません。これは調べてみる必要があると思いますが、850万を超えて平均報酬があるとはとても思えませんので、そういう観点からもよりコスト的に効率のある、国民に対して効果的な方法で集めるということも是非お考えいただければと思っております。

○福井専門委員　それでは、よろしいですか。

○中野企画課長　1点だけ補足させていただきますと、853万円というのは、この人件費を人数で単純に割っておりますので、平均給与の方ですともう少し低くなりまして、六百三十何万円という数字になります。

○福井専門委員　それでは、長時間どうもありがとうございました。引き続き是非御検討いただけますでしょうか。

（厚生労働省社会保険庁関係者退室）

（厚生労働省職業安定局関係者入室）

○福井専門委員　お待たせいたしました。お忙しい中、御足労いただきありがとうございます。

職業紹介業務につきまして、恐縮ですが、5～6分を目途に御説明をいただきますでしょうか。

○岡崎総務課長　何回もお話しているようなこともございますが、それでは、御質問もありますので、それを中心にお話ししたいと思います。

職業紹介業務、概要はもう御承知のとおりであります、職業安定法等幾つかの法律に基づいてやっております。

現在、職業紹介に関わっての職員については、正規職員という意味では、約6,400人ということであります。

予算額につきましては、この分について約1,340億ということで、後でもう少しお話しします。

私どもとしては、要するに、無料の全国的なネットワークの公共職業紹介をセーフティネットとしてやっているということであります。

民間の活用等につきましては、前の委員会でもいろいろ御指摘をいただきまして、現在は長期失業者、イギリスでも一般の求職者については全国ネットワークを国が、国がというか向こうはエージェンシーであります、きちんとやっております。

そういう中で、失業者が多い地域の長期失業者については民間に委託していると。ちょ

っと違うところもありますが、ややそれに近いというような意味で、イギリスなども一つ念頭に置きながら、そういったことは始めているというような状況であります。

表紙を1枚めくっていただきまして、御質問との関連もありまして少し書いてございます。御質問に入ります前に、基本的な考え方といたしまして、民間開放については、私も前の規制改革会議でもいろいろ御指摘は受けているということで、できるだけ民間を活用したり、あるいは委託できるというものについては委託するというようなことで、長期失業者を含めましてやってきているつもりであるということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございますが、やはり国がやるべきものと、民間にゆだねられるものということについては、きちんとした整理が必要ではないかというふうに思っているということです。

その前に、国はあくまでセーフティーネットとしての無料の職業紹介でありますので、民間事業者が自分のビジネスとしてできる範囲、これについては、また別の観点からのいろんな御指摘を受けまして、規制につきましては、職種にかかる規制とか逐次廃止してきておりまして、そういった意味で民間事業者がビジネスとしてやっている部分については、相当範囲が広がってきているということは御承知のとおりであります。

ただ、セーフティーネットとしてのハローワークのものにつきましては、勤労権の保障の問題ですとか、あるいはILO第88号条約、これは後でまた出てきますので、少し御説明したいと思いますが、そういったようなこと等からかんがみましても、そういった部分については、きちんとしたサービスの提供ができる体制、これを国としてとっていく必要があるのではないかと思っております。

その際、職業紹介業務につきましては、やはり全国的な労働移動ということもありますし、それから労働市場というのは必ずしもきちんと分かれているわけではありませんので、そういった意味において、全国的なネットワークできちんとした求人・求職情報が蓄積されているというようなシステムが必要だろうというふうに思っているわけであります。

もう一つは、雇用保険につきましては、前にも一度御説明して、これは何回も繰り返しておりますが、やはり職業紹介と雇用保険の一体的な運用というのは非常に重要だろうというふうに考えております。

先進諸国、アメリカ、イギリス等の例をとりましても、基本的に雇用保険、失業保険等、それから職業紹介、これについては一体的に運用しているということでもありますし、イギリスにおきましては、一度切り離して失敗したということで再統合としたということもあるということでもありますので、そういった点については、きちんとした仕組みにしていかないと、雇用保険財政にも関わるような状況になるのではないかというふうに考えているということでもあります。

そういう前提を置きながらであります。幾つか御質問がありますので、それについてお答えしていきたいというふうに思います。

資料の3ページからであります。1つ目は、職業紹介について、民間にゆだねること

についての法的な制約があるかどうかということではありますが、こういうものを法的制約と言うかどうかという感じもいたしますが、職業安定法という法律におきましては、国がこういう形で職業紹介やるんだというようなことが相当細かく書いてございます。

したがいまして、国がやるという部分につきまして、国がやらないという形にすれば、それは当然職業安定法の改正等、関係法規もありますけれども、そういったものの改正が必要になるだろうというふうに考えているということでもあります。

現行の法律との関係ということであれば、安定法で国がこういう形でやるという規定があるということでございます。

2つ目がILO条約との関係、88号条約でございます。これについて、公務員の資格を有する者が直接行わなければいけないかどうか。あるいは、国が指揮・監督をしていれば、民間事業者がやってもいいんじゃないかというような御指摘がありますが、これにつきましては、ILO88号条約の第2条につきましては、そこにありますように「国の機関の指揮・監督の下で、全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければならない」というふうに規定されております。

なお、この職員につきましては、9条1項につきまして、この職員について身分の安定を保障される公務員でなければならないと規定され、更に2項におきましては、職員について国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い採用すると規定されています。

ここでは、パブリック・オフィシャルズという言葉が使われておりますが、これは基本的に公務員であるというふうに一般的に解釈というか、ILOにおいても考えられているということでもあります。

私どもとしては、したがいまして、2つ目のお答えにもなるわけではありますが、そういったような基本的な部分については、やはり公務員が従事する国の機関としてやる必要があるだろうというふうに考えております。

勿論、これは基本的なそういう部分があった中で、民間にゆだねた方が効率的なところを民間でやっていただくということを否定するわけではないと思っておりますが、基本的な部分をやらないということになれば、条約との関係も生じてくるだろうと、こういうふうに考えているということでもあります。

3つ目の御質問にあります、ネットワークを維持することと、民間が行うことは矛盾しないんじゃないかということがありますが、私どもとしましては、やはり求人・求職というのは、ある程度きちんと両方が蓄積されて、その中で紹介していくという必要があると思っておりますので、そういった部分について、そこをやらないで、あとは民間ですという形であれば、やはりうまくいかないだろうと。

ただ、例えばそういった国が持っている求人情報等を活用して、民間の職業紹介事業者が紹介を行うといったことはあろうと思っております。

現実に、例えば再就職支援会社等につきましては、むしろ国の求人情報を基にしながら就職支援をしているというような現状もありますので、安定所の求人情報というのは、そ

ういった意味では広く活用されるというような形になっているんじゃないかと。

勿論、企業情報という制約はありますけれども、私どもは、求人の企業名等も含めて、できるだけ公開できるものは公開して活用していただくというような形にしておりますので、そういったような方向というのは、1つの方向としていいんじゃないかと、こういうふうに思っているということでございます。

次に、失業の給付認定でありますとか、あるいは事業主指導との一体性ということで、一体的に職業紹介と出したらどうかというようなお話であります。

雇用保険のところについては、前にも雇用保険としてお話ししたというところがありますが、やはり失業認定というのは非常に難しいということをどうしても言っておきたいということでもあります。

前にも基準を定めればできるではないかという御指摘もいただいているんですが、やはり単なる事実確認ではない、本人の就職の意欲、意思というものをどうやって確認するかということでもありますので、これはなかなか1つの基準をつくったから、それでうまく行くということではないというようなことがございます。

そういった中で、これを民間にということになった場合、本当に民間の認定がうまくいくかどうか、それがきちんとできているかどうかの監査は必要だろうということはお認めいただいているわけですが、なかなかそれをレビューして監査するというのはなかなか難しいということでもありますし、失業の認定率が高ければ、適当なのかどうか、あるいは低ければいいのかどうかということには必ずしもならない。やはりその人、人に応じたきちんとした認定をしなければいかぬということになりますと、なかなか事後的に監査をしていくと、民間にゆだねた上で国が監査するということも難しいんじゃないかというふうに思っております。

どういう形で民間に行っていただくかということもあるわけですが、1つの地域で2つ以上の認定機関があるといったことになった場合に、こちらの方が認定してもらいやすいとか、そういったことになったら非常に変な話になるというようなこともありますので、そういったことを含めて、地域で認定機関が複数あるというのは難しいんじゃないかと、こういうようなことも考えております。

そういったいろんなことを考え、それから先進諸国における雇用保険制度の状況を考えた場合に、そもそも雇用保険業務について民間に委託すると、雇用保険業務というか、その認定の部分ですが、これを委託するということについては、保険財政その他から見て非常に問題であるというふうに考えております。

事業主指導につきましても、事業主指導を委託するということはどういうことになるかということではありますが、例えば障害者の雇用率達成指導ということを考えてみた場合に、やはり我々としては障害者を雇うべきですよということだけ言ったんではなかなか指導にならない。その場合には、実はこういう求職者もいますというようなことで指導しているというのが現実であります。

その場合に、安定所の場合には、一般的に幅広い形で障害者を持った求職者の登録をしているわけですが、いろんな企業に事業主指導の部分だけ委託して、その企業にたまたま登録している障害を持った求職者だけということになると、なかなかうまくいかないのではないかと。そういったことから、やはりこういうものについては、全体として幅広い求職者情報があるところがやっていくということが必要でありましょうし、職業紹介事業者は潜在的にいろんな求人者を相手にしているということでもありますので、なかなかそういう厳しい指導というのがうまくいくかどうかという問題もありますので、どうもこの辺はうまくいかないような思いがあるということでもあります。

最後に人件費のことが聞かれておりますが、5 ページの一番下の（５）番目でございますが、先ほど申しましたように、15 年度予算ベースで職業紹介業務に直接従事している職員は約 6,400 名であります。

それから、間接部門をどういうふうに算定するかというのがあるわけですが、一応、私どもとしては、庶務・管理・調査部門を付けまして、これは職業紹介部門と雇用保険部門と両方持っているということで、一応半分ということにさせていただきまして、その分を含めると、約 7,300 名ということで計算させていただきました。

これにつきまして、人件費の総額につきましては、共済の負担等全部合わせてであります。610 億ということでもありますので、一人当たりコストという意味での人件費では 820 万ということでもあります。

物件費は、安定所等でも貸しビルに入っているところ等の経費、あといろんなコンピュータ等の運営経費すべて含めてであります。これが大体 730 億ということでもあります。一応、経費としては大体そんなものです。

○福井専門委員　ありがとうございます。それでは質疑といたします。

既にもう何度も議論が出ていたと思うんですが、例えば 3 ページの一番上の国として行う必要のある失業給付や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的でなければならぬと、そうでないと実効性が担保されないというところですが、これは民間の紹介では一体性がないわけですね。とすれば、そこでは現実に実効性が担保されていないんですか。

○岡崎総務課長　私どもが言いたいのは、失業給付の認定は職業紹介と一体でなければいかぬと、あるいは先ほど言いましたように、例えば障害者を雇ってくださいといった場合には、こちらに紹介部門が抱えていないと事業主指導がうまくいかないという趣旨で言っているわけございまして、逆に職業紹介にとって、職業紹介が雇用保険と一体でなければいけないというつもりはございません。

○福井専門委員　だから、民間の職業紹介に係るような、例えば民間の職業紹介で後ほど紹介された人が失業することになって聞いてもらうことになるということがあり得るわけでしょう。そういう人は、事前のところの紹介で一気通貫で連続しているわけじゃないから、一体的な取り組みでなくなって、制度の実効性が担保されなくなるというふうに見えるんですが、そうじゃないんですか。

○岡崎総務課長 職業紹介というのは、適切な求人に、適切な求職者をあっせんして就職していただくということでありますので、その部分だけを取ってみれば、それは失業給付とか一体でなくても、それは適切にできるだろうと。現に民間事業者がやっている求人・求職のマッチングはそういう形でうまくやっていたいいます。

ですから、私どもは、そちらの方の必要性から失業認定と一緒にしなければいかぬと言っているつもりはないんです。

○福井専門委員 職業紹介と失業給付が一緒にあることで一体的で担保ができることというのは何なんでしょうか。

○生田雇用保険課長 保険課長でございます。雇用保険の求職者、受給者の方については、雇用保険法の立場からしますと、あらゆる手段で求職活動をしていただく必要があるというふうに思っております。ですから、ハローワークの紹介を受けていただく方法でもいいですし、民間の紹介所で紹介を受けていただく方法でもいいし、派遣会社の活用でもいいし、情報提供、事業を活用していただくという方法でもいいと思っております。

ただ、失業の認定をする際に、実際に求職活動を行っていただくということの確認をする際に、ハローワークで求職申し込みを受けているということを前提に職業紹介を打ったり、あるいは職業指導をしたり、あるいは訓練受講指示をしたりというふうな措置を担保しているということがないと。

○福井専門委員 そうすると、民間の職業紹介に申し込んでいますという人はだめなんですか。

○生田雇用保険課長 ハローワークに最初に雇用保険の受給資格の決定というのを手続上していただくことになっているんですけども、その際にハローワークに求職の申し込みをしていただいて、ハローワークの方で職業紹介をする可能性を担保しておきまして、その上でいろんな紹介所を活用していただくのは全然構いません。

○福井専門委員 だから、形式的にハローワークに登録だけするけれども、そんなのは当てにしないと、民間職業紹介だけでおれは求人するんだという人が別に出てきてもおかしくないのが今の制度のカテゴリーでしょう。

だとしたら、要するにハローワークに形だけ登録させておいても使う気がないという人は、使ったとか、一体的な情報が融通されているとは言わないわけで、そういうことがあるんだったら、現にそういう人について見れば、職業紹介部門なんか関係なく、失業給付のところだけで完結した業務が行われているじゃないですかと申し上げているわけです。

○生田雇用保険課長 民間の職業紹介組織を活用する気がないという人もいらっしゃるかもしれませんが、その人が本当に民間の紹介所を活用して、就職活動される気があるかどうかということを確認しないといけませんので、そのためにはハローワークで、例えばあなたにはこういう求人が合うんだということを紹介する余地は残しておかないと。

○福井専門委員 だから、余地を残しておいても、使う気がない人が使わなくてもいいんだとおっしゃるんだったら、現に使わない人が出てきても、それは一体的に見れなくても

構わないんだということを制度自身が想定しているじゃないですか。

だからそこを聞いているんです。そういう人について見れば、一体性が担保されていなくて、結局制度の実効性は上がっていないんですかという単純な質問です。

○生田雇用保険課長　ですから、ハローワークの職業紹介には求職活動の実施状況を見て、ハローワークの職員が職業紹介を打ったときには、それに応じていただく必要がございますので、勿論登録だけしておくわけではないんです。

ですから、求職活動を本当にやっていただけるかどうかというのを確認する意味で、職業紹介を打つことは現実にございまして、それには応じていただく必要があります。

応じていただかないときは、一定の理由があるときですけれども、そういうときには給付の制限がかかるという担保措置がございます。

○福井専門委員　だったらこういう場合はどうですか。応じなくてもいいと、こちらの民間職業紹介所の方でより適切なところで現に相談が進んでいるから、ハローワークの相談には応じる気はないと言ったら減額されるんですか。

○生田雇用保険課長　求職活動というのは常に動くものですから、民間の紹介所を活用されて就職されようということ、実際にその企業に応募されているというふうなケースがございますけれども、失業の認定というのは1回限りじゃなくて、毎月4週間に1回失業の認定をしまして、その期間中仕事を探されたかどうかを見るんです。求職活動をされたかどうかという確認をする際に、例えば民間の紹介所を利用して、現に応募中というふうな申告をハローワークですていただければ、その人に無理に職業紹介を打つかどうかというのは、そのときの状況、本当に応募されているかどうかも含めて、そのときの状況に応じて変わりますけれども、実際に応募されていれば、無理やり職業紹介を打つことはないです。

○福井専門委員　だとしたら、その方について言えば、全然一体性がないじゃないですかということです。それで失業給付する上で、具体的に何か支障があるんですか。

○生田雇用保険課長　ですから、一体性と言いますのは、失業期間中の失業の認定というのが1回限りではございませんので、その過程で。

○福井専門委員　だから、そんなことを言っているんじゃない。では必要な期間中、民間でちゃんと求職活動をしているという人で、ハローワークは全然使わないという人がいたとして、その人については非常に問題があるということなんですかということです。だから、端的に答えていただけますか。

要するに、私が今申し上げているのは、制度自身が許している事態ですよ、制度自身が想定して許している事態について、でもこの理屈だったら問題があるということになるけれども、それはどういう場合ですかということをお聞きしたいんです。

○生田雇用保険課長　制度自体としては、民間の紹介所を活用されている場合でも問題があるときは職業紹介を打てるようにしておかないとだめなので、一体的に。

○福井専門委員　そんなことは言っていない、現に一切必要がなかった人の場合を想定

しているでしょうと申し上げているんです。それにイエスと答えられるから、だったらその人について何の問題があるんですかということですよ。

だから、ないんだったら、結局こんな理屈は破綻しているじゃないですかということを強弁されずに、前回さんざん議論していますから、今日は余り詳しくは言いませんが、破綻した理屈をいつまでも担ぐのはやめていただけませんか。

○岡崎総務課長 一人ひとりについて一体的かどうかという話と、制度として何を確保しておくかというのは少し違うんじゃないかと。

先生は、一人ひとりについて一体でない人がいれば、全体としてのシステムが要らないのではないかと、こういうお話のように聞こえるわけですが、私どもとしては。

○福井専門委員 そんなことは言っていません。一人ひとりについても一体性を確認する必要があるとおっしゃるから、だったらその人について一体性が確保されていない場合はどうなんですかという単純な質問です。

○岡崎総務課長 だから、一人ひとりについて個別一回ごとに一体性を確保するというわけではないということを申し上げます。ただ、制度として。

○福井専門委員 だったら、およそ職業紹介部門を持っていればいいんですか、全然連続していなくていいということおっしゃっているんじゃないでしょう、生田さんは。

○岡崎総務課長 そうではなくて、我々も割と単純なことを言っているだけのつもりなんです。先生は、ある人が民間できちんとうまくいっている場合に、国があえて国を出すかと言われるから、それはそんなことはありませんと。ただ、うまくいかない場合に備えて、雇用保険制度をきちんと動かすためには、場合によっては職権で紹介したり。

○福井専門委員 民間職業所が職権で紹介して監視できるようにしても同じことじゃないですか。

その組織の中で一緒に一体的にやらないといけないという途方もないことをおっしゃるから、だれがそんなことを信用するんですかという単純な質問です。

○岡崎総務課長 ただ、それは世界中、全体でそうなっているんですから。

○福井専門委員 世界がやっているかどうかではなくて、理屈でちゃんと通ることをおっしゃっていただかないと困るんです。

○安念専門委員 規模の経済性、つまり範囲の経済性があるとおっしゃっているんですよ、経済学的には。それについて立証していただかないと。それを切り分けた方がいいのか、違う仕事を一緒にやっている方がより効率的なのか、それは岡崎課長はあるとおっしゃっているんだ。あると言ったって、ないと言ったって、それは外から観察したってどっちみちわかることではありませんから、なぜそうなのかというのはそちらで立証責任がある話だと私は思います。

それから、一体性はILOの条約ですか、公務員の話です、これはなかなか厄介なものを持ってこられたなと私もちょっと思ったんですけれども「職業安定組織の職員は、分限及び」、これもなかなか大和言葉になっていて、うまいこと訳されたものだ后感心して

いるんですけれども「勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならない」。つまり、公務員であっていい場合を認めているわけです。

それは2つの条件があって、外部からの影響と無関係であることと、当該組織上の必要による場合が、その2つの要件がそろっていれば、公務員でなくてもいいと言っているわけですね。

○岡崎総務課長 それはちょっと読み方が違いまして。

○本田委員 済みません、原文の英文でください。

○岡崎総務課長 それは後でお渡ししますから。

○本田委員 今、いただけますか。

○福井専門委員 今、コピーをすぐしますから、渡してください。

○岡崎総務課長 コピーはあれですが、読み方として「分限及び勤務条件について」というところから「身分の安定を保障される」というところまでは、公務員の修飾語であります。

○福井専門委員 公務員は英文で何と言っていますか。

○岡崎総務課長 パブリック・オフィシャルズ。要するに、ある意味では公務員制度の要件みたいなことまで踏み込んで言っているということでありまして、公務員であり、かつその公務員制度において、政府の更迭とか、不当な外部からの影響と無関係であること。それから、組織上の必要による場合を除くほかというのは、要するに組織自体がなくなったりするような場合は、今の日本の公務員制度もそうなっていますけれども、職の廃止による、それは認めているということでありまして、これは多分パブリック・オフィシャルズの修飾語ですから。

○安念専門委員 今、確認させていただくと、「且つ」の前後の2つの要件というのは、身分の安定に対する例外を言っているということなんですか。

○岡崎総務課長 そうです。

○安念専門委員 わかりました。

○岡崎総務課長 ここは、後で英文で。

○安念専門委員 そうですね。わかりました。

○岡崎総務課長 無理押しして、変なことを言うつもりは全くありませんので。

○安念専門委員 わかりました。それともう一つ、オーストラリアの事例がございましたが、失業保険制度がないというのは、本当に失業とか、無所得というのを要件とするようなベネフィットを与えるという制度がおよそないんですか。

○岡崎総務課長 これは保険制度がないと。いわゆる生活保護に近い形で資産もなくて、職もない方についての失業扶助というか、失業給付というのかはありますけれども、要するに保険制度はなくて、日本の場合には失業して就職意欲があれば、財産の有無は関係なく出していますが、オーストラリアの場合には、そういった意味での給付はないと。

○安念専門委員 だから、労働者と雇用主がお金を積み立てておくようなインシュアランスな制度はないということですか。

○岡崎総務課長 インシュアランスはないです。

○安念専門委員 では、全くのウエルフェアとしてやっている。

○生田雇用保険課長 そういう意味では、生活保護の一種でございます。

○安念専門委員 わかりました。ただし、スコープの経済性についてはまだ別問題と。ありがとうございます。

○福井専門委員 よろしいですか、4ページの4)の中で失業の認定で、面談して職業指導や職業紹介を行ってやらないといけないと。だから、給付業務のみを職業紹介業務と切り離せないとあるんですが、面談して職業指導や紹介を行うというのが本質的な要素だという意味ですか。

○生田雇用保険課長 そうです。

○福井専門委員 だけど、それは切り離せないということと論理的に何の関係があるんですか。切り離すかどうかにかかわらず、面談をすればいいじゃないですか。

○生田雇用保険課長 ですから、職業紹介を打てるというところに意味があるので、具体的な仕事を提示して、それに対して就職したらどうかということが言えるところに。

○福井専門委員 自分のところが職業紹介所でないとできないということはないじゃないですか。職業紹介ができればいいんでしょう。あるいは、情報提供ができればいいのであれば、自らが職業紹介を兼ねていないといけないということにはならないですね。

○生田雇用保険課長 ですから、職業紹介自体を失業認定部門と一体的に実施できるような職業紹介部門としてやる必要があるというふうに思います。

○福井専門委員 その議論をし出すと、さっきの話とまた連続するんですが、その人に対してまさに紹介することなんだから、およそ一般的ノウハウで職業紹介があるという途方もないことをおっしゃっているわけじゃないわけでしょう。失業給付のその人に対する就労意思を確認するために職業紹介が必要だということなんだから、それこそ規模経済とは何の関係もない話ですよ。

だから、問題は、要するにその人に対する職業紹介がその場所でないと、あるいは一体的組織の中でないとできないのかどうかということが本質的な話なんだから、先ほど来の議論を全然きちんとお答えいただいていないので、要するにその人がまるでやる気がないし、民間ではちゃんとやっているというときには、今だって制度の穴になっているわけだから、そのときにうまくいっていないということをおっしゃるようにさっきの趣旨だと聞こえるので、そうであれば、むしろそこを閉じないとおかしいわけだし、残しておいてうまくいっているんだったら、むしろそちらに合わせて一体的なその場での職業紹介なんか要らないというふうにするか、どちらかですよ。

○生田雇用保険課長 雇用保険受給者の方は、100万人ぐらいいらっしゃるんですけども、そういう方々について、現実には求職活動をされることの確認を失業の認定部門とする

わけですが、その際に、民間の紹介所を使って適正にやられているということが相談の過程ではっきりすれば、それは民間の紹介所の活用でいいという判断はしますが、現実には民間の紹介所にその人に合った求人がないと判断されるケースも多いので、その際に職業紹介をすぐ打てるように、職業紹介部門に回せるようにしておかないと、失業の認定自体が厳格に、的確にできないということがあります。そうしますと、大変な給付の増につながるということで、私の立場からすると、給付増というのが非常に耐えられないところがございます。年間で2兆円ぐらい出しているんですけども、ちょっと失業認定のやり方を緩めれば大変なことになるという心配をしております。

○福井専門委員 それは、また問題がすり変わっているわけで、要するに一体的でないといけないというのは、その人のまさに就労の意思なり、失業の要件の話なんだから、その人についてよそでやっていることだって確認できるんだということを認めていращるわけだから、だったらその中でないといけないということ自体が理屈自体がもう破綻しているじゃないですかと、これは前回もさんざん議論していますので繰り返しますが、無理なことをいつまでもおっしゃるのは、やはりやめていただきたいと思いますよ。

もう一つ、5ページなんですけれども、上から8行目ぐらいですが、民間紹介事業者の基本的な収入源は紹介手数料だから、事業者に対し、自ら獲得した求人の条件に適合しない受給者に対して、的確な職業指導を行うことは難しいとあるんですが、これはどういう意味ですか。

○生田雇用保険課長 これは、民間の紹介業者の収入としては求人企業からもらう手数料が多いので、仮に、組み方にもよるんですけども、民間の紹介業者の方に職業紹介を委託したときに、求人企業から一切手数料を取らないというふうな仕切りの仕方にすれば、多分こういう話にはならないんだと思いますけれども、仮に求人企業からも手数料が取れるということになるとすれば、手数料が取れる求人を優先すると。そうすると、求人に合うような求職者を重視するということになりますので、そのときに的確な職業紹介ができるかどうかというのはわからないという意味でございます。

○福井専門委員 これは、無料の紹介を民間にやらせた場合にそうなりとおっしゃりたいわけですか。

○生田雇用保険課長 無料の紹介を民間にやらせるときも、要するに民間の紹介所というのは、現実には求人企業と付き合っ、そこから手数料を得て活動しているものですから、求人企業に合うような求職者を優先する可能性が高いという意味です。

○福井専門委員 それは何でいけないんですか。当たり前のことじゃないですか。お互いにニーズが合致していなければ就労にならないわけで、何が悪いんですか。

○生田雇用保険課長 ですから、さまざまな求職者について職業紹介を的確にやって、早期に就職していただく必要がありますので、その際に手数料を受け取れる求人に合う人だけを重視するということだと問題だということを言っているだけでございます。

○福井専門委員 手数料が無料の場合には一生懸命やらないとおっしゃりたいわけですか。

ちょっとよくわからないんですが、無料のと有料のと両方やっていて有料の方を一生懸命やるだろうとおっしゃりたいわけですか。

○生田雇用保険課長 求人企業から手数料が取れるような求人の取り扱いを一生懸命やるだろうということが言いたいわけですか。

○福井専門委員 でも民間が無料ということは、そもそも前提がよくわからない、そんなことはあり得ないと思うんですけれども、普通は民間でやるためには当然有料じゃなければ成り立たないわけで、有料だけの職業紹介事業者さんがいたとして、その場合には何か弊害がありますか。何を議論したいのか、よくわからないんですが。

○生田雇用保険課長 ですから、雇用保険の失業認定と一体的にやっていくということを前提に、あらゆる求職者について職業紹介が打てるような体制がないと非常に厳しいということが言いたいだけです。

○福井専門委員 だから、民間が有料職業紹介をすべての事業者から紹介手数料を取ってやっているときに、ここに書いてあるようなことはどう当てはまるんですか。

○生田雇用保険課長 済みません、もう一度お願いします。

○福井専門委員 だから、今、無料の場合には有料をやると、余りにも当たり前のことをおっしゃったから、そうじゃない前提にしましょうと、異常ではない前提にしましょうということですか。

それは、すなわち、有料の職業紹介事業だけをやっている民間事業者さんにとって、的確な職業指導・紹介を行うことを求めることは難しいというような、ここに書かれているような弊害はあり得るんですかという質問です。

○生田雇用保険課長 ですから、有料の職業紹介事業者の方は、一般的には自分が持っている、要するに手数料がたくさん払えるような、求人に合うような職業紹介を中心に今でも事業が行われておりますし、そういった求職者を当然大事にするんだというふうに思っております、そのせいで弊害が出るんじゃないかと思っています。

○福井専門委員 どういう弊害ですか、これは的確な職業指導、職業紹介ができないと言っているんでしょう。なぜですか。

さっきも繰り返し例に出ているように、現に民間で求職している人について、ちゃんと失業給付についての的確な判断ができていてある場合があり得るということは前提になっているわけでしょう、確認したとおり。

そうであれば、そういう場合についての的確な職業指導、紹介を行うことが現実に難しいというのは、まるで矛盾じゃないですか。

○岡崎総務課長 雇用保険の認定をどういう形で民間に出すかという部分との関わりだと思えます。

我々は、先生もおっしゃったように、民間でビジネスとして有料職業紹介をやると。そうすると、そこからかなり高額に求人手数料がもらえるような方、そういうことをやっているところに一般の求職者を含めて、失業の認定から全部委託した場合には、やはり自分

で高額の人件手数料がもらえるような求職者だけを優先してしまうのではないかなというように言っているわけで、ここだけが独立しているわけではありません。

そこは、やはりどういう形で失業認定を含めて出すかと、要するに地域で独占して出すのか、複数あってもいいのかとか、そのやり方によって問題点というのはいろいろ出てくるんだらうと思いますが、とにかく求人者から高額のお金をもらってビジネスが成り立っているようなところであるとすると、なかなか一般の求職者まで含めた、同じような取り扱いというのは難しい面があるのではないかなということです。

○福井専門委員 これは、要するにマッチングさせて幾らのものというビジネスをやっておられるわけですから、マッチングがなかったら、そもそもビジネスが成り立たないわけです。マッチングさせるためにどうすればいいのかということは、当然事業者のインセンティブとしてちゃんとやらないと商売が成り立たないわけです。

○岡崎総務課長 そっちはいいんです。それで商売が成り立っているわけですから。

○福井専門委員 だから、的確な就職紹介をやらないと書いてあるから、やらないということはどういうことかと言うとマッチングさせないということでしょう。まさに必要な人を必要なところに紹介するような動機づけが働かないと言え、それで失業給付が増えますねということをおっしゃりたいわけでしょう。それは一体何の意味があるんですか。

○生田雇用保険課長 失業の認定と職業紹介を一体的に民間の事業者の方をお願いしたときのことについて書いているフレーズでございまして、失業の認定を仮に有料職業紹介事業者の方にゆだねた場合に、いろんな求職者が民間の職業紹介所を利用すると思うんです。その際に優先的に民間職業紹介所の持たれている求人に合うような求職者については職業紹介を優先的にどんどんできるでしょうけれども、そうではない自分の会社に合わないような求職者の方については、なかなか紹介ができないので、そうしますと失業状態のままに置かれるものですから、給付がたくさん増える。

○福井専門委員 わかりました。だったらこうすればいいだけです。失業給付を無駄に増やすようなことがないような、そういうインセンティブシステムを最初から入れておけばいいだけのことです。そもそも一体かどうかと何の関係もないじゃないですか。

だから、少なくとも文章中にそういう論法が、やたらと多いんですね。何か関係ないことを無理やりくっつけてあるからわけがわからなくなるので。

もう一点だけ、5ページの下から10行目ぐらいなんですけれども、個人情報の取扱いについて慎重を期するというのはわかるんですが、「さらに」のパラグラフで、事業者は指導の対象であると同時に民間事業者に紹介手数料を支払う求人者となり得るから中立性が担保されないと書いてあるんですが、これも意味がわからなかったんですが、どういう意味ですか。

○岡崎総務課長 これもやや似た指摘を受けるかもしれませんが、要するに民間事業者の場合には、国からの委託事業、それ専属の事業者であれば別ですが、一般的にビジネスとしてやっているところに事業主指導まで委託した場合に、国からの事業主指導委託費が非

常に高かったりすれば、また別なんでしょうが、通常求人手数料をもらえるような企業に対しては、あるいは顧客になっているようなところについては、十分な指導ができないんじゃないかと、こういう趣旨です。

○福井専門委員 要するに、金をもらっているところには必ず手心加えるという前提ですか。

○岡崎総務課長 必ずかどうかはわかりませんが、そういう懸念がございます。

○福井専門委員 そうでしょう、例外なんでしょう、この書き方は。

では、その論法で言えば、およそ指導対象になる人と、受給する可能性がある人とは、すべからず一致してはいけないと、そういうことをおっしゃるわけですかね。

○岡崎総務課長 事業主指導は割と職業紹介等規制が強いような業務であるだけに、そういった点について問題点があるんじゃないかと、だから懸念と言えば懸念です。

○福井専門委員 要するに、お互いで双方向で債権債務関係があるような人というのは、中立性が担保されないと、民間同士では危ないと、そういう意味ですかね。

○岡崎総務課長 中立性という言葉がいいかどうかはあれですが、やはり事業主指導が十分に行き届くかどうかということだと思います。

○福井専門委員 この論法で言えば、工務店と八百屋さんが近所に住んでいて、いつも八百屋さんで野菜を買っている工務店に八百屋さんが家を建てるのを発注するのはすごい不合理で中立性を欠くというような議論とすごく似ていると思うんですけども、たまたま一致している人格でもって何か不正が必ず起こるはずだという途方のない議論に聞こえませんか。

○岡崎総務課長 別に不正とまでは言っていないんですけども、指導が十分に行えるかどうかという懸念を表明したということで、別に八百屋と工務店とは大分状況が違ような感じがしますけれども。

○福井専門委員 利益上一緒だと思いますが。ほかにいかがでしょうか。

○安念専門委員 スタッフは職員と訳するのは定訳でございますか、アーティクル9ですが、スタッフを職員と訳しておられますが、こういう訳でよろしいんでしょうか。

○岡崎総務課長 多分そうだろうと、多分というのは、大分前に批准した条約ですので、もし今の部分についてはちょっと調べてみないと、すぐにはお答えしにくいんですが。

○安念専門委員 勿論、今すぐと言っているわけではないですよ。

○岡崎総務課長 いずれにしても法制局や外務省でいろいろ横並びに見ながらやっていますので、基本的にはそうではないかというふうに思っています。

○生田雇用保険課長 条約批准の際に、この日本文も出しますので、ですから、これが当時の考え方として職員と訳するのが正しいということで取り扱われていると、少なくとも当時はですね。

○安念専門委員 そうですね、それはわかります。

○生田雇用保険課長 それと、ほかの条約との関係で言うと、ほかの条約でも同じような

用語を使っているのです、多分並びでそうしたんだと思います。

○安念専門委員　そこで言うスタッフというのは、英語ではやや独特の語感を持った言葉ですね。これは釈迦に説法だけれども、もともと師団以上の指令部での参謀、将校らと言う言葉ですから、それはある指令官に属している少数の補佐者集団の高級将校を言っている言葉ですので、本当にそうなのか、私は知りません、知らないのです教えてくださいと申し上げただけなんだけれども、もともとの英語の語感だと、職員と訳すのは、ややジェネラスにすぎる訳であるかもしれないと思ったものですから伺ったわけです。もし、教えていただけるのであれば教えてください。

○本田委員　今のところでなんですけれども、原文を拝見させていただきますと「The staff of the employment service shall be composed of public officials」でございまして、全員がパブリック・オフィシャルであるというふうには読めないと思います。御省の資料では、パブリック・オフィシャルもいなければいけないということになっておりますが、これは全員がパブリック・オフィシャルという解釈だったんでしょうか。

○岡崎総務課長　訳した際というか、批准した際にはそういう考え方でやっています。

○本田委員　これはILOに問い合わせただけませんか、まず、スタッフの定義及びオール・ザ・エンプロイメント・サービスのエンプロイがパブリック・オフィシャルである必要があったのかどうかというのを問い合わせただければわかると思いますので、是非お問い合わせいただいて、お教えいただけると大変ありがたいです。

○福井専門委員　この条約は、何年かずつの更新でしたか。

○生田雇用保険課長　更新というのはなくて、10年に1回は破棄できることになっています。

○福井専門委員　10年に1回、今度はいつ到来するんですか。

○生田雇用保険課長　2010年だそうです。

○福井専門委員　条約は条約として、先ほど来のような議論があるんですが、ただ、この条約の大体の意味においても、相当古い知見を基にした条約であるわけです。

もともと無料職業紹介と公務員を連動させているということ自体非常に不適切な知見に基づいてでき上がった条約で、多分、今の公共経済学とかの考え方だったらこんなことは言わないで、無料は無料でも一番ふさわしい組織は何かということを考えたら、それは公務員がベストだということは当然に前提にはとてもできないというのが普通の世界的な知見ですから、多分別の書き方になるはずですね。

○本田委員　アーティクル11のところに「The competent authorities shall take the necessary measures to secure effective co-operation between the public employment service and private employment agencies not conducted with a view to profit.」というのがございますので、実際問題ILOも、民間と共同で一番いいやり方というのを執行していくのが、コンピタント・オーソリティリーである厚生労働省の義務であるといっているわけですね。

○福井専門委員　そうですね、それならなおさらなんですが、非常に条約を片言、反句にとらわれて、とにかく無料紹介を維持して、有料紹介をつぶすためにだけ使われるというのは、恐らく条約の制定権者の意図とも全く違うと思うんです。

本当にそういうことを意図しているんなら、条約を破棄した方がいいですよ、別の形で結び直した方がいいですよ。

○岡崎総務課長　先生、そこは若干誤解のある表現じゃないかと思うんですが、我々は有料職業紹介をつぶそうなんていうことは一切思っていませんし、国以外の地方公共団体なり、それ以外のいろんな団体がやっている無料職業紹介なり、そういうものとのいろんな連携とか、そういったものは必要だと思っていますし、だからこそというか、これは 88 号条約の範囲内ではなくて、181 号条約の範囲。

昔は、181 号条約の前の条約においては、むしろ官が主導すべきであるという思想だったのは事実です。ただ、今は 181 号条約になりそのような考え方は一切なくなっています。

○福井専門委員　貧しい時代の産物ですね、官の主導というのは。

○岡崎総務課長　そういう意味ではですね。それで、労働市場の需給調整においては、官と民が適切に役割分担をなささいというのが 181 号条約の考え方でありまして、むしろアーティクル 11 については、むしろそれを先取りしているんじゃないかと。

私どもは、別に民間をつぶしたいとか、押さえ付けたいということは一切考えておりません。そうではなくて、最低限の国がやるべきことはやると、そういう中で民間と連携すべきことは民間と連携するし、官のシステムの中でも民間を活用した方がいいものは活用するということではないかと思っていますということでもありますので、決して民間を何とかしようとか、そういうことは一切思っていませんので。

○福井専門委員　文章中だと、無料職業紹介に反する職業紹介事務を民間事業者が行うことは不適当とか、非常に留保なしの断言がいっぱい出てくるものですから、大変気になる表現がございますね。

○本田委員　もう一つ質問させていただいてよろしゅうございますか、先ほど失業の認定というのが非常に難しいというお話でございますが、2 つございます。

まず、現在、職業紹介に従事しておられる 6,400 人の方々、こういったバックグラウンド、こういった特殊なスキルをお持ちの方を採用していらっしゃるというのがあるのかどうか、もしそうではなくて、一般の大学ないしは高校の御卒業の方というのを採られているとするならば、一体こういったトレーニングで、こういった失業の認定というものができるような形にしていいらっしゃるのか。そのトレーニングの内容というようなものは、民間の方に関しても適用可能なものなのかどうか。多分 6,400 人もいらっしゃると思うと、一人ひとりによって失業の認定がぶれるということがないように、きちんとしたマニュアル相当の整備はしていいらっしゃると思いますので、そこら辺を詳しくお教えいただけますか。

○岡崎総務課長　まず、6,400 人は職業紹介の担当で、雇用保険の認定担当はもっと少な

いと思います。

○本田委員 どれぐらいですか。

○岡崎総務課長 2,000 ～3,000 人だと思いますが、今、そっちの数字は持っていません。

○生田雇用保険課長 雇用保険の給付の担当者につきましては、当然公務員試験には受かっているわけですが、その上で研修を継続的にやるということになっております。

ですから、まず、入省したときに研修をやりまずし、あと節目節目で、5年か10年に1回ぐらいずつの研修をこなしております。

それから、継続的にさまざまな会議で、こういうふうな方針で失業の認定を行うんだという指示等をしているということでございます。

○本田委員 マニュアルに関しては、こういったものを御整備なさっておられて、差し支えがなければ中身も拝見させていただきたいと思います。

○生田雇用保険課長 一応、雇用保険の業務取扱要領というのがございまして、それは局長通達に相当するものですが、それにつきましては公開しております。不正受給の取締りの関係のところだけは厳しい部分があるのですが、それ以外のところは大丈夫でございますので、それはお出します。

○本田委員 ということは、それをある程度の知的レベルを持つ人が読めば、大体わかるというような内容ということかと思います。適切なトレーニングというものを民間でもしていただければ、民間の方でも失業認定というものが余りぶれずにできるというレベルになるということでございますか。

○生田雇用保険課長 そうですね。要するに、研修も含めてハローワークの業務がこうなっているということについて仮に十分理解していただけるとすれば、能力的には不可能ではないと勿論思います。

○本田委員 ありがとうございます。

○福井専門委員 よろしいでしょうか。それでは、大体の論点は非常に明確になっていると思いますので、引き続き御検討をいただき、また御議論を継続させていただければと思います。よろしく願いいたします。長時間ありがとうございました。

(厚生労働省職業安定局関係者退室)

(厚生労働省老健局介護保険課関係者入室)

○福井専門委員 長時間お待たせして、大変失礼しました。

それでは、介護保険業務について、5～6分目途で御説明をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○藤木介護保険課長 お疲れのところ恐縮でございます。厚生労働省老健局の介護保険課長の藤木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にA4サイズの横置き「介護保険分野における民間参画の状況について」という資料を用意させていただいておりますが、これで御説明させていただきたいというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

まず、1枚めくっていただきますと「介護保険給付についての民間参画の状況について」でございますが、特に今、介護保険の見直しの審議を介護保険部会という審議会が行っておりまして、日本経団連の役員の方にも入っていただいておりますが、介護保険制度は、一番新しい社会保険制度でございますので、社会保障制度のフロントランナーになるというふうに言っていただいております。そういう観点からも民間の参画が一番進んでいる社会保険制度であるというふうに思っております。

2ページにありますように、現在、介護保険の給付は現物給付、現金を渡すことではなくて、現物のサービスとして提供するという事になっております。介護保険制度ができます前から継続的に事業者になっているものの割合が4割近くございますので、新規参入しているものの中では営利法人、それから個人というものが半分以上占めておりますので、現時点で介護保険業務の参画団体としては営利法人、個人が一番多いというのが現状でございます。

ちなみに、一例で申し上げますと、介護保険の業務の中でも割とよく知られたホームヘルプ事業がありますが、これが年間の費用ベースで7,000億の市場でございます。マクドナルドの日本全体の総売上高が4,000億でありますので、その1.5倍以上の市場ということになっております。ホームヘルパーも営利法人が半分以上占めて、今、活躍をいただいているということでございますし、そのほかの業務についても営利法人がかなりの視域を占めているという現状でございます。

それと相まってでございますが、3ページにございますが、民間参入いただいて非常にサービスの裾野が広がっておりますけれども、逆に不適正な行為が出てきているということで、指定の取消というふうな違法行為をされる方も営利法人に多くなっているという現況もございます。

続いて、4ページ目でございますが、介護費用の審査・支払い業務でございます。

サービス自体は、民間団体も賛同した事業者が行っておりますが、介護費用の審査・支払いについては、現在、国保連合会というところで一括しております。費用の支払いは審査と一体的に行っております。

介護保険の給付の審査、これは法令に合致しているかどうかという審査を行うわけありますので、場合によっては民間の事業者に出頭を命じて審査するという審査委員というものを迎えておりますので、そういう性格上、今、国保連合会という組織で一元的に行っております。

介護保険の事業者、全国に数多くございますが、介護保険のサービスを使う人たちも全国津々浦々いらっしゃるわけで、前回介護保険の保険者は2,800ほどございます。そういたしますと、介護保険のサービスをやっている事業者は、2,800のそれぞれ保険者に請求しなければならないということになるわけですが、これを一括して各都道府県にある国保連合会に各介護保険の事業者は請求すればいいと、あとは国保連合会のルートを使って、一本の全国決済制度をつくっておりますので、そういうことから介護保険の審査・

支払い機関というのは一系統の組織でなければいけないと。全国に一つの系統しか要らないと。これが2つ以上あることは非常に混乱を招くということになりますので、現在、国保連合会というシステムを使って、全国一系統の中で事業者にとっては非常に簡便な請求事務が実現しているということでございます。

続いて5ページ目でございますけれども「介護保険業務に関わる事務・事業のアウトソーシングについて」でございますが、今、申し上げました保険給付の審査・支払いについては、役所が行うのではなくて、国保連合会という民間団体でございますが、勿論、公的関与がある民間団体でございますけれども、国保連合会というところに、現在、一元的な審査・支払い業務をお願いしているということでございます。

それから、介護保険の給付を行う入口として、要介護認定という行政処分がございますが、その基になる調査については、民間の事業団体にも委託しているということで、ケアマネージャーの事業所に対しても委託しているということになります。

それから、要介護認定審査会、これ自信は行政的な権限を持つ審査会になりますので、これについては各市町村で行いにくい場合には、都道府県に委託するという形になっております。

それから、65歳以上の方の1号保険料の徴収については年金から天引きするというシステムになっております。これについては、また次のページで御説明いたします。

6ページでございますが、介護保険料は65歳以上の方から第1号保険料として徴収いたしておりますが、その82%に当たる部分が年金から天引きをいたしております。したがって、年金保険者、社会保険庁、国共済、私学共済、それから地方国民共済等から年金から天引きをしております。この範囲を更に広げるということで、現在、老齢年金のみから天引きをいたしておりますが、生涯年金や遺族年金からも介護保険料を自動天引きするという制度改正を次の国会に提案したいというふうに思っております。

こういうことが進みますと、現在、市町村が自ら徴収している部分、今、ここに18%と書いてありますが、これは実は月額年金額が1万5,000円よりも低い方々から市町村が保険料を徴収していると。そういう意味で徴収が非常に難しい層でありますけれども、これも今度の制度改正の中で、コンビニエンスストア等を使った徴収ができるように法律改正をしたいというふうに、現在、予定をいたしているところでございます。

最後の7ページでございますが、介護保険従事者でございます。

現在、まさに介護保険は民間市場でございますので、介護保険の雇用人員は135万人というふうになっておりますので、これは教育関係職種が160万ぐらいだと思いますので、それにほぼ匹敵する大きさでございます。

また、介護費用総額も6兆1,000億ということでございますので、これは日本の鉄道輸送関係の売上高よりも大きいという規模になっておりますので、それなりの大きな規模になっているということでございます。

これを大きな民間参加の中で動かしているということでございますので、そういう意味

で日本の市場経済に与える影響も無視できない大きさになっているというふうに思います。

ちなみに、最小限の業務、これを公務員が行っております。市町村、都道府県の職員はそこにございますように、私どもの計算では2万6,000人程度というふうに思っておりますが、そこにございますような給与総額が使われているものというふうに思っております。

簡単でございますが、資料に基づく説明は以上でございます。

○福井専門委員 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いします。

先ほどの18%の方が、月額1万5,000円以下の年金である場合というお話なんですけれども、これは1万5,000円以下だと天引きでは取りにくいということになるわけですか。

○藤木介護保険課長 勿論、年金月額1万5,000円でございますので、65歳以上の方ですが、それで生活されている方ですね。1万5,000円の年金額から更に介護保険料、今、全国平均で3,300円ぐらいでありますけれども、それを引くというのは政治的な兼ね合いもあるかと思いますが、かなり厳しいことではないかというふうに思っております。

むしろ、今の82%というのは老齢年金の方だけ天引いておりますので、それを遺族年金、生涯年金からも、遺族年金しかいただいていない方、生涯年金しかいただいていない方がいらっしゃいますので、そこらからも介護保険料を天引きするという制度改正の予定をしたいと。これは最終的に、現在、内閣法制局と法制論を調整中でございます。

○福井専門委員 それで82%の数字がもっと上がることになるんですか。

○藤木介護保険課長 それで、もう老齢年金がかなりの視野を占めておりますので、そんなにすごく増えるということはありませんが、数%程度広がるというふうに思っております。

○福井専門委員 10%台前半ぐらいが残りの1万5,000円以下の方ということになるわけですか。

○藤木介護保険課長 そういうことになると思います。

○福井専門委員 そうしますと、1万5,000円以下の方も三千数百円引かれるということが現実的に厳しいとしても、それは払わないといけないという納付義務があるという建前になっているわけですか。

○藤木介護保険課長 当然納付義務がありますので、そういうものを引くくめて、1万5,000円以下の非常に厳しい層であります。徴収率から行きますと、介護保険の場合は国民年金とは違ってございまして、全体で徴収率が98%という徴収率で、全国に2,800の保険者がいますが、150を超える保険者が100%の収納率を実現しているということでございますので、そういう意味では1万5,000円以下の方々も普通徴収であります。今、一生懸命徴収の努力はしているということです。

○福井専門委員 ちょっとわからないのは、義務があるとする、どうせ払わないといけないんだったら徴収コストは安い方がいいと、それを取ったらかわいそうなのであれば、本当にかわいそうなのであれば、取ること自体の是非なり、金額が大き過ぎるんじゃないかという問題なり、どっちかになるような気がするんですが、その辺りはいかがでしょう

か。

○藤木介護保険課長 これも勿論、国会でいろんな議論があった結果でございますけれども、当然介護保険料以外にも医療保険とか、医療費とか、それから税金とかが賦課される場合は、当然もろもろの経費なども考えた場合に、月額1万5,000円未満の方から介護保険料をある意味では自動的に年金から天引いてお支払いするという事は差し控えた方がいいだろうという政策判断だと思います。

○福井専門委員 この場合の私人委託というのは、どういう身分なり、規律なりの下での私人委託になるのでしょうか。

○藤木介護保険課長 これは現行制度で言いますと、国民年金保険料の徴収、あるいは地方税法の徴収についても全く私人委託という規定がありまして、それと同じ仕組みを考えたいというふうに思います。

法律用語としても私人に委託するという規定が、今、国民健康保険法も地方税法も置かれていてと思いますので、それと同じ規定になるかというふうに思います。

その場合、例えば、受託される私人の守秘義務とか、賄賂受け取りの禁止とか、そういう法令上の構造がかぶってくることになりますか。

○藤木介護保険課長 それは、国民健康保険制度とか、地方税法と同じようなスキームで必要な手当はするということになろうと思います。

○福井専門委員 ここは逆に言えば、法改正がないとできないという立場ですか。

○藤木介護保険課長 現行法ではできません。

○福井専門委員 法改正でできるようになる部分は、まさに権力的な部分も含めて私人ができるというふうにしようという意図ですか。

○藤木介護保険課長 権力的といいますか、要するに公金の収納でございますので、公金の収納を私人でもできるようにするという事です。

○福井専門委員 私人の名義で公金取扱者としての責任を持たせるという趣旨ですか。

○藤木介護保険課長 収納委託という形になろうかと思います。

○福井専門委員 受託者として自らの名前で収受できるようにするというところに意味があるということですか。

○藤木介護保険課長 そこは恐らく、私ども現行の国民健康保険制度、あるいは地方税法の仕組みをもう少し勉強しなければならないと思いますが、市町村の発行した納付書を持って行って、そこにバーコードが付いていて、コンビニへ行ってバーコードで支払って収納するという形になるんだと思います。

○福井専門委員 強制徴収とかが私人に行くということは想定しておられないわけですね。

○藤木介護保険課長 強制徴収というのは差し押さえと。

○福井専門委員 はい。

○藤木介護保険課長 これは私ども介護保険の保険料だけではなくて、まさに国税、地方税、それからいろんな社会保険の共通の問題だというふうにと思いますが、差し押さえを民

間人がするということは、全体のスキームの問題だと思いますけれども、なかなか技術的には考えにくいのかなというふうに思いますけれども。

○安念専門委員 サービスは基本的に民間のサービスを買ってもらってもいいと、そういうスキームになっていますね。そうすると、仕組みの全体が非常に市場化されていて、今の課長の御見解では、これ以上、民間に開放したり委託する余地はもうないと、そういう御見解だと承ってよろしゅうございますかね。

○藤木介護保険課長 冒頭に申し上げましたように、介護保険制度は一番新しい 2000 年にできた社会保険制度でありますので、そういう意味では一番民間参入、あるいは規制緩和という潮流の中でできた制度でありますので、そういう意味ではフロントランナーとして走っているというふうに思います。

更にそういう民活導入できるところは、今言った保険料の徴収とか、できるところはやっていきたいというふうに思っていますが、先ほど少し不適正な事業者が民間事業者でたくさん出てきているということがありまして、そういう意味では民間参入というのは、私ども一番フロントランナーだと思いますが、その陰の部分も出てきているのも事実でございますので、その辺りをしっかりしようということも今回の制度見直しの中では大分言われておりますので、そういうことの調和も相まって、できることはやっていきたいというふうに思います。

○安念専門委員 ですから、これ以上はないというふうにお考えなのかと伺ったわけです。

○藤木介護保険課長 御提案があれば、よく考えたいと思います。

○安念専門委員 しかし、民間が参入しているんだから、取消が見つかるというのは、むしろ健全なことであって、せいぜい 142 業者ぐらい出るのは、大変結構な制度だと私は思いますね。

というのは、初めから一種の生理現象としてこんなの出るのは当たり前なんですから、だから民間参入にネガティブになると言わなければならない理由は、およそないと。

○藤木介護保険課長 今より民間参入を引っ込めるというつもりはございませんで、規制は規制としてしっかりやりますということです。

○福井専門委員 ありがとうございます。